

大学院論文集

第20号



杏林大学大学院国際協力研究科
2023年3月

大学院論文集

第20号



杏林大学大学院国際協力研究科
2023年3月

目 次

「我－汝（Ich-Du）」から見出される社会福祉援助関係への可能性 —M・ブーバーの「我－それ」「我－汝」の原理的考察をとおして— 博士後期課程 開発問題専攻 井上 敦 …………… 1
2020 年度秋学期・2021 年度秋学期・2022 年度春学期 博士前期・後期課程 修了者論文題目・指導教授・審査委員一覧 …………… 15
博士学位論文 博士論文要旨および審査結果の要旨
Store Network Management of Mini-box Service Retailers: Strategic Framework and Corporate Performance 加藤 拓 …………… 21
中国における電子政府構築の課題について —情報の非対称性の問題を中心に— 王 淇 …………… 33
経済連携協定（EPA）による外国人看護師候補者への教育支援方法の検討 掛谷 和美 …………… 40
日本語ネイティブ医療通訳者と中国語ネイティブ医療通訳者の特性比較研究 劉 雨桐 …………… 48
現代中国の幹部に関する研究 姚 強 …………… 54
日中両国における共通の戦略的ナラティブの実践と 日本政府の対中パワー行使について ～ 1972 年－ 2020 年の日中関係を事例に～ 和 紫章 …………… 58

「我—汝 (Ich-Du)」から見出される 社会福祉援助関係への可能性

—M・ブーバーの「我—それ」「我—汝」の原理的考察をとおして—

井上 敦

はじめに

社会福祉援助において基本となる関係は、援助者と利用者との一対一の関係である。「利用者主体」の援助関係を目指し利用者の意思を受けとめるためにも、援助者には利用者に正面から向き合う態度が求められる。いいかえれば、援助者と利用者とは、匿名のヒト同士が関わる機能的関係（「人間関係」(human relation)）を構築することが求められているのではなく、文字通り顔と顔を突き合わせた「対人関係」(interpersonal relationship) — 「決して一般化、定型化できない『人格間』」関係 — を生きることが求められているのである¹。であるならば、人はいかにして他者との関係を生きることになるのか、その原理的考察を図ることが必要である。

これまでも援助者と利用者との関係を考察したものはあるが²、関係そのものをどのように捉えるか、そしてその関係（他者）に人はいかなる態度で関わるのか等関係の内実に至るまで言及した論文は少ないように思われる。そこで、本論文では特にマルティン・ブーバー (Martin Buber) による二つの対偶語「我—それ」「我—汝」に注目したい。後で詳述するように、ブーバーは人間の対象 — 人、物にかかわらず — への関わりのある方を「我—それ」「我—汝」の二つに分けて論じている。ブーバーのこの二つの対偶語は主として教育場面（教師と生徒との関係）において注目されることが多いが³、教育場面に限らず、彼の対偶語の原理を辿ることによって関係

1 早坂泰次郎編：〈関係性〉の人間学 — 良心的エゴイズムの心理 —、川島書店、3頁 (1994)

2 例えば、本多勇：利用者—援助者関係のバランス — 援助するひとと援助されるひととは、どこまで対等になれるか —、児島亜紀子編：社会福祉実践における主体性を尊重した対等な関わりは可能か — 利用者・援助者関係を考える —、ミネルヴァ書房、172-199頁 (2015)

3 例えば、吉田敦彦：ブーバー対話論とホリスティック教育 — 他者・呼びかけ・応答 —、勁草書房 (2007)、Alex Guilherme & W. John Morgan, *Martin Buber's philosophy of education and its implications for adult non - formal education*, International Journal of Lifelong Education, Volume 28, 2009, 565-581, Jacobi, Juliane, *Dialogue, relatedness, and*

そのものに向ける視点及び人が対象に関わる基本的態度について理解が深められると期待できる。

1. ブーバーによる根元語 (Grundwort) 「我—それ (Ich-Es)」 「我—汝 (Ich-Du)」

そこでまずは、E・フロムの著作『悪について』の中の次の一節から考えることから始めたい。

ある作家が友人と会って長時間自分のことをしゃべった後で言う。「僕のことをずいぶん長く話しこんでしまったね。こんどは《君》のことを話そうや。ところで僕の最近書いた本をどう思う？」この男は自分のことに気をとられ、自己の反響として以外には、他人にほとんど注意を払わない人間の典型である⁴。

いうまでもなく、文中に登場する作家に目の前の友人は見えていない。もちろん彼の眼球は、目の前の友人を、物理的には視野に収めている。しかしそれはあくまでも、モノとしての彼の眼球がモノとしての友人を物理的に映写しているにすぎず、彼には友人への関心が欠如している。この作家にとって関心があるのは常に自分のこと、つまり会話の主体とされる「私」のことばかりであり、その場の友人は「私」との会話に反応を示す便利な客体でしかない。作家の、友人へのこうした関わりは「私が《君》に話をする」というように、いつでも「私」を主体とした関わり方（「行為」）でしかない。いいかえれば、作家が「関係の主体は、常に『私』にある」として会話の主体を固持し続けることにより、目の前の友人は必然的に主体に対する客体であり続けなければならないようになってしまう。こうした関係のとき、作家は常に会話の送り手・話し手でしかなく、それに応じて友人も常に会話の受け手・聞き手でしかなくなってしまふ。一方が主体性を固持し続ける場合、他方に主体性を発揮する場は与えられない（与えられにくい）。

このように、われわれは自分でも気づかぬ内に「私」という確固たる自己像を自らの中に作り上げ、デカルトの「我思う、故に我あり (Cogito ergo sum)」という独我論的発想——「私」が先行して存在し、あらゆるものは「私」によって知覚されるとする発想——に陥りやすい。デカルトの独我論的発想に基づいて相手との関係を捉えるならば、それは結局のところ、主体を「私」、客体を「相手」と位置づけることで、常に「私」を関係の起点に置いた一方的な関わり方でしかなくなってしまふ。

しかし、われわれが人と関わるとは、主体としての「私」がまずあって、それか

community. Does Martin Buber have a lasting influence on educational philosophy?, Zeitschrift für Pädagogik 63, 2017, 657-671 など。

4 E・フロム（鈴木重吉訳）：悪について、紀伊國屋書店、85頁（1965）

ら客体としての「相手」に関わるというような二次的な関係を生きることを意味するのか。そうだとすれば、われわれにはやはり先の例のように、常に独我論的発想にとらわれながら一方的な会話（独話（monologue））としてしか相手と関わることはできないのか。

2. 「我－それ」「我－汝」の基礎的構造

上記のことを考察するにあたり、二十世紀のユダヤ系宗教哲学者であるマルティン・ブーバーの二つの根元語（Gruntwort）が重要な手がかりとなる。

ブーバーによれば、人間は「我－それ（Ich-Es）」「我－汝（Ich-Du）」という二つの根元語に応じて存在している。この二つの根元語は、「我」「それ」「汝」といったように一つひとつが分離した単一語として存在するのではなく、常に「我－それ」「我－汝」という対偶語（Wortpaar）として存在している⁵。ブーバーは「我－それ」「我－汝」を、単に物に対する「我」のありようを「我－それ」として、人間に対する「我」のありようを「我－汝」としてそれぞれ概念化したのではない。つまり、対象の違いが「我－それ」「我－汝」を分けるのではない。そうではなく、目の前の対象に自分がいかなる態度で応じるのかという点で両者は概念的に区別されている。「根元語・我－それにおける我は個我（Eigenwesen）として発現し、自己を（経験と利用との）主体として意識する」⁶ことを意味しており、「個我は他のさまざまな個我から対比的に分離することによって発現する」⁷ものである。これに対し、「根元語・我－汝における我は人格（Person）として発現し、自己を（従属的な属格を持たぬ）主体性として意識する」⁸ことを意味しており、「人格は他のさまざまな人格との関係のなかへ歩みいることによって発現する」⁹ものである。

すなわち、「我－それ」は「自然的な分立の精神的な形態におけるあらわれ」であり、「我－汝」は「自然的な結合の精神的な形態におけるあらわれ」であるといえる¹⁰。「我－それ」における「我」が個我、つまり他者や対象を（自己の）経験・利用するものとして生じるとすれば、その関係のありようは、まさしく先の独我論的発想と通底しているといえよう。つまり、他者や対象を一方的に客体として分立させ、それによって自らを「我」という確固たる存在としていっそう位置づけようとする点においては独我論的発想も「我－それ」も共通している。

「我－それ」がデカルトの独我論的発想と通底するとすれば、その関係のありよう

5 M・ブーバー（田口義弘訳）：我と汝・対話、みすず書房、84頁（1978）

6 同上。傍点はブーバー

7 同上

8 同上。傍点はブーバー

9 同上

10 同上

は先に挙げた例からも既に確認したとおりである。しかし、先述のように、ブーバーは「我—それ」の対極として「我—汝」を提起している。「我—汝」は相手を人格ある個人として受けとめ、応じる態度を意味している。われわれはこの、「我—それ」とは異なる「我—汝」に独我論的発想を越える関係のありよう——自他相互が主体であり得るような関係（相互主体的な関係）——を期待して、考察を進めたい。

例えば、誰かと面と向かって話をしているとき、われわれはいつの間にか相手の話に聴き入り、気づかぬ内に関心が相手に向いてしまっていることがよくあるだろう。いうまでもなく、このときわれわれは面と向かっている相手に、「相手の話に関心を寄せなければ」などといった義務感に駆られてはいない。そうではなく、自然と相手に関心が向いてしまっているのである。そのように、自己の関心が相手に向いてしまっているとき、われわれは相手を「一個の観察対象」として傍観者的に眺めてはいない。いうなれば、無意識に——文字通り、「我」を忘れて——、目の前の相手との関係に入っているのである。そのようなとき、目の前の相手は対象化・モノ化された「一個の人間」として私の前に現れているのではなく、いわば相手そのものが私に語りかけてくるような、誰にも代替できない「汝」として私の前に現れている¹¹。その瞬間において私と相手は、「我—汝」として「私—相手」の関係——いうなれば、私と相手とが全人的にともにいる状態¹²——にあり、それぞれ別個に存在するような、「私」・「相手」として物理的・空間的にそこにあるのではない¹³。その瞬間における「私—相手」は、いわば無意識的にともにいる状態（「我—汝」）にあるといえる。

しかし、ブーバーの「我—汝」を単に自分と他者とが無意識的にともにいる状態として捉えるならば、それは早計であり誤解だろう。もし仮に、特に意識することなく相手の話に聞き入っていれば「我—汝」を実現できるとしたならば、「我—汝」は結局のところ「偶然の産物」にすぎないことになってしまう。

われわれが「我—汝」を理解するには、少なくとも次の二点に留意しなくてはならない。すなわち一つは、「我—汝」は単なる自他の心あたたまる情緒的な関係

11 同上、6頁

12 早坂によれば、臨床的（clinical）という語はもともと全人格を傾けて一人の人とともにいることを意味していた。早坂はこの一人の人とともにいる全人的態度を「臨床的態度」として概念化している。この「臨床的態度」については早坂泰次郎：感性と人間関係、日野原重明編：アートとヒューマニティ、中央法規、47-108頁（1988）及び井上敦：実践力の基礎となる臨床的態度、足立叡編：臨床社会福祉学の展開、学文社、34-52頁（2015）に詳しい。

13 足立は、人が関係を生きるありようを「ある」と「いる」の二つに分けて論じている。すなわち、一方の「ある」を人が単に空間的・機能的に存在するものとして、他方の「いる」を存在感をもち、時間的変化をともに体感するものとしている。「我—汝」において求められるありようは、いうまでもなく後者である。この二つの存在のありようの相違については、足立叡：対人関係と人間存在——「ある—ない」と「いる—いない」——、早坂泰次郎編：＜関係性＞の人間学——良心的エゴイズムの心理——、川島書店、113-129頁（1994）に詳しい。

などではなく、常に自他のあいだに絶対的な距離（「原離隔（Urdistanzierung）」）がある関係であるということと、いま一つはわれわれが目の中の他者と「我—汝」になるにはその他者との関係に積極的に入る（「関わりへの参入（das In-Beziehungtreten）」）必要があるということの、一見矛盾しているかにみえる二点である¹⁴。これらの理解なくして、「我—汝」の理解はあり得ないといっても過言ではない。

ブーバーは、自らが概念化した「我—汝」を次のように言い表している。「根元語・我—汝は、ただ存在の全体でもってのみ語られ得る。私の存在が集一し溶解してひとつの全的存在となることは、決して私のわぎによることではないが、私なくしては決して起り得ない。私は汝との関わりにおいて我となり、我となることによって私は、汝を語るのである。あらゆる真に生きられる現実は出会いである」¹⁵。つまり、私と他者とは「我—汝」において「原離隔」という絶対的な距離によって全く個別の人間として分けられているわけだが、しかし同時にこの私と他者とは「我—汝」という関係によって分かちがたく結びついているのである¹⁶。「私が汝と出会うのは、汝が私に向かいよってくるからである。だが、汝との直接的な関係のなかへ歩み入るのはこの私の行為である」¹⁷というブーバーの言葉からもわかるとおり、「我—汝」において我である私も、汝である他者もそれぞれに個別的な存在でありながら、我である私は汝である他者に歩み寄ることによって、また汝である他者は我である「私」に歩み寄ることによって相互に関係し合っているのである。この、私と他者との相互の歩み寄りのなかで「我—汝」は実現されるのである。

ブーバーは、他者との関係（出会い）に足を踏み入れる人間存在の原理を、「原離隔」と「関わりへの参入」という二重の運動によって以下のように説明している。「人間存在の原理は単一の原理ではなく二重の原理であり、二重の運動において組み立てられ、しかもその場合一方の運動が他方の運動の前提となっているという仕方、二重であるということである。第一の運動は『原離隔』（Urdistanzierung）、第二の運動は『関わりへの参入』（das In-Beziehungtreten）と名づけられよう。第一の運動が第二のその前提となることは、我々はただ、『離隔されて存在するもの』に

14 M・ブーバー（稲葉稔・佐藤吉昭訳）：ブーバー著作集4 哲学的人間学、みすず書房、5-26頁（1969）

15 ブーバー、前掲書、18頁（1978）。傍点はブーバー

16 平田オリザは自著『わかりあえないことから』（講談社（2012））の中で、そのタイトルのとおり、人間同士（コミュニケーション）はわかりあえないことからしか始まらないと述べている。ここで平田はわかりあえないことを消極的に捉えているのではなく、わかりあえないからこそわかりあいたいという気持ちが芽生え、わかりあえる瞬間が生まれるとしている。この平田の言明は、ブーバーの「原離隔」と「関わりへの参入」との関係と近似しているといえる。すなわち、われわれ人間は個別的な存在である。しかし、関わり合えるのは、互いが個別的な存在であるがゆえである。

17 同上、17頁。傍点はブーバー

のみ、さらに正確に言えば『自立的な向う側』になった『存在するもの』に対してのみ関わり得るということからして、明白である」¹⁸。裏返していえば、この人間存在の二重の運動は、自他が「我—汝」として出会ううえで欠くことのできない二つの前提とみることでもできよう。繰り返すが、われわれがブーバーのいう人間存在および「我—汝」を考察するにはこの二重の運動（「原離隔」・「関わりへの参入」）が視野に収められていなくてはならない。

3. 自他間の絶対的な距離としての「原離隔 (Urdistanzierung)」

それではまず、ブーバーのいう「原離隔」とははたして何を意味しているのか。「我—汝」にとって「原離隔」——自他間に「原離隔」があること——が欠くことのできない重要な要素であり、第一義的前提でもあることは先にも述べた。これはいいかえれば、「原離隔」なくして「我—汝」もあり得ないということだが、この「原離隔」とはいわば自他間にある絶対的な距離（決して消失し得ない距離）を意味するものである¹⁹。それは単に自他間の物理的な距離や心理的な距離を意味しているのではない。そうした自他間の物理的な距離や心理的な距離を無にすることが不可能であることは間違いないが、ブーバーの「原離隔」はそれにとどまらず、私が汝に対する我（「離隔されて存在するもの」・「自立的な向う側」）であるために——そして、他者が我に対する汝（「離隔されて存在するもの」・「自立的な向う側」）であるために——決して欠くことのできない「存在論的距離」²⁰をも意味している。要するに、この「原離隔」が自他間にある限り、自分と他者とを一つの存在として同一化する（しようとする）ことは決してできないのである。

上記の意味で「原離隔」は、人が個別的存在であることの根拠ともいえる。「人間による離隔の行為は、それと結びついている関わり行為と同様に、決して始原の力と考えられるべきではない。むしろかえって、人間に端的に固有なことは、かかる行為において、そしてかかる行為においてのみ、全体から一つの本質存在者が跳出して来る」²¹。このことは「我—汝」を理解するうえできわめて重要と思われるため、繰り返し確認されなくてはならない。もし、この「原離隔」を欠くからこそ「我—汝」が成立するのだとするならば、それはそのまま「我—汝」において自他を同一になり得る存在とみなすことに接続するし、そのような考えのもとでは自分も他

18 ブーバー、前掲書、7頁（1969）

19 早坂泰次郎：日本文化とブーバーの思想——われ—それ—あれ——、早坂泰次郎編：〈関係性〉の人間学——良心的エゴイズムの心理——、川島書店、50-52頁（1994）。なお、早坂はブーバーの「原離隔」の概念を「原距離」という言葉で表しているが、「原離隔」・「原距離」いずれも原語は Urdistanzierung である。

20 福井雅彦：ブーバーの我と汝、柳澤孝主編：臨床に必要な人間関係学、弘文堂、51-52頁（2007）

21 ブーバー、前掲書、12頁（1969）

者も区別のつかない同質的存在と化すことになってしまう²²。こうした関係のありようは結局のところ、「原離隔」を欠いた関係という点で「我—汝」とは異なる関係（「我—それ」）でしかない。

早坂は、この「原離隔」を欠いた関係には実は二つの場合があることを示している²³。早坂によれば、「原離隔」を欠く状態の一つは存在同士が断絶によって距てられ、両者が全く別々バラバラに散在する場合である。このとき、主体（観）と客体（観）はたがいに無縁であり、前者は後者から、後者は前者からそれぞれ排除される。いわゆる自然科学、人間科学の別なく、認識あるいは知識は多くの場合、そうした排除の上に築かれている。そこでは認識者、知識者としての人間はただ孤立して存在するだけである。存在同士が断絶され、バラバラであるために「関わり」や「出会い」はそもそも不可能である。そして、「原離隔」を欠く状態の、しばしば見落とされがちなもの一つは存在同士がもともとつながっていて、何の距てもない場合である。今度は存在同士がつながっているために関わること（「関わりへの参入」）自体無意味であるし、違いがないのだから関わりが生まれようがない。

われわれはしばしば、「我—それ」を自分と他者との「存在同士が断絶によって距てられ、両者が全く別々バラバラに散在する」²⁴状態のみとして理解しがちである。たしかに、自分と他者とがバラバラに存在していることに起因する「我—それ」であれば、自分と他者とは「原離隔」どころか物理的にも心理的にもつながっていないわけだから、「我—汝」は成立し得ず、そこでの関係のありようは自ずと「我—それ」ということになるだろう。そこでは自分と他者とが互いに無関心なわけだから、「関わり」や「出会い」は生まれようがない。「我—それ」が「よそよそしく冷やかで利用し合う関係」のみとしてしばしば誤解されやすいのは、自分と他者とがバラバラに存在しているという理由だけで「我—それ」を規定してしまうことに由来しているといえる。

しかし、そのように、自他間の物理的・心理的距離が大きいという理由だけで「我—それ」を規定することは、必然的に、自他間の物理的・心理的距離の小さい（あるいは、全くない）「あたたかい感情の通いあう関係」——自他がいつでもあたたかな感情に包まれていて、決して離れない密着した癒合的關係²⁵——こそ「我—汝」で

22 この、「原離隔」を欠くことによって生じる自他が密着した関係のありようは、フロムの「共棲的結合(symbiotic union)」と類似したものとしてみることができる(E・フロム(鈴木昌訳): 愛するということ、紀伊國屋書店、38頁(1991))。いずれも、他者に依存することなくしては自分自身で存在することができない関係のありようを表している。

23 早坂編、前掲書、51-52頁

24 同上、51頁

25 M・メルロ＝ポンティによれば、「癒合性とはこのばあい、自己と他人とが共通の状況の中に融け合い、分れていない」(138頁)ことを意味する。そして、そのように自他が密着することで共感が果たされるのが幼児の共感であるのに対し、「成人の共感のほうは『他者』と『他

あるという解釈に結びつく。いいかえればそれは、自他間の物理的・心理的距離の程度だけで、そこでの関係を「我ーそれ」「我ー汝」のいずれかに決定してしまうことを意味している。早坂はこのような、物理的・心理的距離の程度だけで「我ーそれ」と「我ー汝」を区分する視点に断固として異議を唱えているのである。

たびたび繰り返しているように、「我ー汝」が実現するうえでの第一義的前提は「原離隔」があることである。「関わりは離隔によってはじめて可能となる」²⁶。あいだのないところに関わりはない。したがって、自他が分離的に存在しようと癒合的に存在しようと、いずれも「原離隔」が存在しない点については変わらず、どちらも「我ー汝」ではない。つまり、自他が分離的に存在する関係（「存在同士が断絶によって距てられ、両者が全く別々バラバラに散在する場合」²⁷）も、自他が癒合的に存在する関係（「存在同士がもともとつながっていて、何の距てもない場合」²⁸）も「我ー汝」ではなく「我ーそれ」なのである。

自他が分離的に存在する場合も癒合的に存在する場合も「我ーそれ」に帰結するとすれば、「我ー汝」とははたしていかなるものか。いったい、どの点に「我ーそれ」「我ー汝」の分水嶺はあるのか。

自他が分離的に存在することに起因する「我ーそれ」にせよ、自他が癒合的に存在することに起因する「我ーそれ」にせよ、そこで問題視されていたのはもっぱら自他間の物理的・心理的距離の程度であったといえよう。つまり、そこで問題視されていたのは、「我ー汝」の実現のために自他間の物理的・心理的距離をいかに小さくできるかだったのであり、その自他間の物理的・心理的距離の程度に応じて「我ーそれ」「我ー汝」のいずれかが決定されると考えられていた。しかし、自分が「今ここで」対峙している他者に集中して関わること以上に、「我ー汝」の実現を第一の目的として自他間の物理的・心理的距離を小さくすることばかりに気を取られていては、自他の関係をどうすればより親密にできるかを問題視している時点で、その視点はその場の関係を「私」がコントロールできるという誤解に基づいた独我論的発想ということになる。既に再三述べたとおり、「我ー汝」に存する「原離隔」は単なる自他間の物理的・心理的距離を意味しているのではない。「原離隔」とは自分と他者の存在を個別的な存在として位置づける「存在論的距離」であり根拠である。自他が個別的な存在でありながら、実は既に関係しているという関係的発想に基づく

者』との間に起こるものであって、自己と他人との相違が消滅することを前提にして成り立つようなものではない」(139頁)。この関係の捉え方は、自他双方の違いを尊重することによって真に関係することができるとするブーバーの「我ー汝」と通底しているといつてよい。詳しくは、M・メルロ＝ポンティ（滝浦静雄・木田元訳）：眼と精神、みすず書房、97-192頁（1966）を参照されたい。

26 ブーバー、前掲書、14頁（1969）

27 早坂編、前掲書、51頁

28 同上、52頁

事実²⁹である。

次に、この点についてももう少し詳しくみていくことにしたい。

4. 関係的発想に基づく「関わりへの参入 (das In-Beziehungtreten)」

これまで述べてきた二つの「我—それ」——自他が分離的に存在することから生じる「我—それ」と、自他が癒合的に存在することから生じる「我—それ」——の共通点は何であったか。端的に言えばそれは、いずれも「自分」という存在が関係に先んじて現前しているという視点に基づいていたことだろう。いいかえれば、最終的に「我—それ」へと帰結した二つの関係は、自他間の物理的・心理的距離の程度こそあれ、まず「自分」という存在があって、それから他者との関係が二次的に成立するという視点に関してはどちらも共通していたといえる。そこで成立する関係は、「自分」という存在から生じるいわば副産物としての関係であり、その関係の捉え方はデカルトの独我論的発想と基本的に変わりない。なぜなら、自他が分離的に存在することで生じる「我—それ」も、癒合的に存在することで生じる「我—それ」も、そしてデカルトの独我論的発想に基づく関係への考え方も、どれも「自分」を起点とする一方的な関わりだからである。そこでは、「自分」が確固たるものとして存在しない限り、誰か・何かとの関係が生じることなどあり得ず、存在に先んじて関係があるという視点は抜け落ちている。そこでの関係の仕方は、常に「自分が関係する」といった関係の仕方であり、関係するという「行為」でしかない。

しかし、ブーバーは「我—汝」を、そのような複数の人間存在から生じる副産物とはみなさない。彼は、自他から関係が生ずるとする（独我論的発想）のとは対照的に、関係から存在が鮮明化されていくという発想（関係的発想）に立つ。視点を変えていえば、彼は第一に関係があり、その関係を生きる過程で存在が際立っていくとするのである。

ブーバーは、生まれて間もない幼児を例にとり、個別の存在に先んじてまず関係があるとする視点を「関係のアプリオリ (das Apriori der Beziehung)」や「生得の汝 (das eingeborene Du)」として表している。ケアの定式化を唱えたノディングズが、ブーバーの「我—汝」に多大な影響を受けながらも言及していないのがこの点である³⁰。

29 早坂は、「人は一人では生きられない」とか「人間なんて結局一人ぼっちなんだ」といった人間関係上の心理的な揺れと異なる、そもそも「人は一人では生きていない」という揺るがしがたい事実を「関係性」と名付けている。「いわゆる人間関係は関係性の上に、そして関係性から成り立つのであって決して逆ではない」(ii. 傍点は早坂)。詳しくは早坂泰次郎編：〈関係性〉の人間学——良心的エゴイズムの心理——、川島書店(1994)を参照されたい。

30 Noddings, Nel, *Caring: A Feminine Approach to Ethics & Moral Education*, University of California Press, 1984 (立山善康・林泰成・清水重樹・宮崎宏志・新茂之訳：ケアリング——倫理と道徳の教育 女性の観点から——、晃洋書房(1997))

幼児は決して、最初にある対象を知覚し、それから自己をその対象と関係させたりするのではない。最初にあるのは、関係の努力だ、向かいあう存在がそのなかへ引き入れられる、あのふっくらとした手だ。そして第二に起こるのが、向かいあう存在との関係、汝を言うこと (Dusagen) の言葉なき前形態なのだ。汝がものとなることなどは、しかし、もっと後になってからの所産で、——私の成立にしてもそうであるように——根源的関係体験の分裂、つまり、結合しあっていた相手との分離から生ずるのである。はじめには関係があるのだ、存在のカテゴリーとして、準備として、把握の形式として、魂の鋳型として。はじめには関係のアプリオリが、生得の汝 (das eingeborene Du) があるのだ³¹。

ブーバーはこの言葉によって、幼児が最初に努力するのは対象を分析的に認識することではなく、関係そのものに入ることを示そうとしている。幼児は関わろうとするその対象を、最初から特定の対象として認識しているのではない。そうではなく、何かはわからないがそのあやふやとしたものに手を差し伸ばすことで、目の前の対象を受けとめ特定し認識するに至るのである。したがって、幼児期に関していえばいっそう顕著なように、われわれ人間はある特定の対象を認識してから関係し始めるのではなく、関係に入ることによりその対象を受けとめ認識していくのである。「関係が真に体感されるということは、出会いの相手たる汝において生得の汝が現実化することである。出会いの相手としての汝が向かいあう存在として受けとめられ、専一的に迎え入れられ、最後にあの根元語 [「我—汝」] でもって語りかけられるということ、それは関係のアプリオリにもとづいているのである」³²。

われわれ人間が目の前の対象と「我—汝」として向かい合う際には、関係に自己を投入する必要がある。そのように関係に自己を投入するからこそ、われわれは目の前の対象を汝として、「今ここ」にいる相手に出会うことが可能となる。

5. 「関わりへの参入」から始まる「我—汝」

少々話が入り組んできたように思われるため、ここでこの「関係のアプリオリ」や「生得の汝」を理解することと、先の間人存在の二重の原理（「原離隔」・「関わりへの参入」）とが決して無関係でないことを改めて述べておく必要があるだろう。というのは、独我論的発想に基づいて人間存在の二重の原理を理解することと、関係的発想に基づいてそれを理解することとは必ずしも同じではないからである。「関係のアプリオリ」や「生得の汝」を介さずに人間存在の二重の原理を理解したと思いつ込むことは、場合によって、自他間に「原離隔」さえあれば、そして他者との関わ

31 ブーバー、前掲書、38-39頁(1978)。傍点はブーバー

32 同上、39頁。傍点はブーバー。[]内は引用者

りに自分が積極的に参入しさえすれば（「関わりへの参入」）、いつでも「我一汝」になれるという誤解に結びつきかねない³³。もし、そのような解釈に基づいて「我一汝」を理解したならば、続けて、要するに「我一汝」は自分のふるまい方しだい・関わり方しだい成否が決定すると誤解される恐れがある。

しかし、これまで論じてきたことからわかるように、「我一汝」の成立はそれほど容易ではない。たしかに、「我一汝」において我としての自らのふるまいが関係のありように多分に影響を与えるであろうことは予測できる。さらに、そうした自らのふるまいを一切顧みず、いつでも自分本位にふるまっていれば「我一汝」として他者と出会うことなど望むべくもないだろう。その意味からすれば、自らのふるまいしだいそこでの関係が「我一汝」「我一それ」いずれかに決定される可能性がある点は一応は頷くことができる。

しかし、もし、それがひとたび自分のふるまいのみでそこでの関係が「我一汝」「我一それ」いずれかに決定されるといった理解に飛躍するならば、やはり首を傾げざるを得ない。なぜなら、「我一それ」も「我一汝」も自らのふるまいのみで安易に決定されるものではなく、自他の相互行為・相互関係で決定されるものだからである。つまり、「我一汝」の成否は単に自らの行為のみにかかっている（だから、相手がどう思おうが関係ない）とか、逆に他者の行為のみにかかっている（だから、自分がどれだけ努力しても無駄である）とはいえ、自他双方の行為、双方の関係にかかっているのである。

先の「関係のアプリオリ」や「生得の汝」でも確認したように、われわれ人間存在は自らの意識や認識を越えたところで他との関係にある。これは、われわれが特定の対象と関わろうと志向することと同じではなく、そうしたわれわれの意図を越えたところで周囲の他者や諸物と関係していることを意味している。ブーバーの考えに従えば、われわれ人間存在は「関係のアプリオリ」や「生得の汝」に常に含まれた存在だということになる。「はじめには関係がある」³⁴。ブーバーのこの言葉は、われわれ人間存在より絶対的に先行してある「関係のアプリオリ」や「生得の汝」に開かれた視点から発せられたものであるといえよう。そして、逆説的ではあるが、この視点に基づきつつ問題となるのはわれわれが「今ここで」向かい合う相手にいかなる態度で関わるのかに尽きる。「関係のアプリオリ」や「生得の汝」に開かれた

33 だからこそ、ノディングズのケア論でもブーバーの「関係のアプリオリ」（「生得の汝」）に言及する必要があった。このブーバーの「我一汝」理論の土台ともいえる「関係のアプリオリ」に言及していないがゆえに、彼女のケア論はケアを、ケアする者がコントロール可能なものと誤解されかねない記述になってしまっているようにみえる。ただし、ここで求められているのは他者といつても「我一汝」にあることではない。「それなくしては人間は生きることができない。だが、それとともにのみ生きる者は、人間ではない」のである（M・ブーバー（田口義弘訳）：我と汝・対話、みすず書房、48頁（1978））。

34 同上、27頁

視点のもとで、「原離隔」と「関わりへの参入」を実現し得るかどうかが。この問いが「我—それ」「我—汝」の分水嶺であるといえるだろう。

しかし、ブーバー自身が述べているように、われわれが汝としての他者と出会うのは自らの力のみによるものではない³⁵。「私が汝と出会うのは恩寵によってである、——探しとめることによって汝は見いだされない」³⁶。つまり、われわれがいくら目の前の他者と「我—汝」の関係になろうと目的的に他者と向き合ったとしても、そこでの関係が「我—汝」といえるかどうかはわからないのである（むしろ、そうした目的意識に自らがとらわれ、「我—汝」からいっそう遠ざかることも十分に考えられる）。「我—汝」が自他の相互行為・相互関係で成否が決定する限り、いくら自分が他者に向き合おうとも、他者が自分に向き合おうとせず相手にされなければ「我—汝」とはいえない。いいかえれば、たとえわれわれがいくら目の前の他者に関わろうとしても、自他間には常に「原離隔」があるため「我—汝」へと結実するかは誰にもわからないのである。「今ここで」の他者への行為や態度が、「我—汝」に必ず結びつく保証はない。誤解を恐れずにいえば、われわれ人間存在が「我—汝」の実現に向けてなし得るのは、ただそのつどの他者との関わりにおいて自らの身体をとおして、見、聴き、語ろうとする（「関わりへの参入」）のみなのであり、あとは「恩寵」（他者の側も見、聴き、語ろうとするか）に従うしか術はないのである。

しかし、そのうえでなお、われわれは自他間に「原離隔」がある以上、「関係のアプリオリ」や「生得の汝」を土台とした「関わりへの参入」から出発するほかないのである。「根元語・我—汝における我は、根元語・我—それにおける我とはことなっている。根元語・我—それにおける我は個我（Eigenwesen）として発現し、自己を（経験と利用との）主体として意識する。根元語・我—汝における我は人格（Person）として発現し、自己を（従属的な属格を持たぬ）主体性として意識する。個我は他のさまざまな個我から対比的に分離することによって発現する。人格は他のさまざまな人格との関係のなかへ歩み入ることによって発現する」³⁷。しかし、「人格と言い、個我と言っても、二種類の人間があるわけではない」³⁸。「いかなる人間も純粋な人格ではなく、いかなる人間も純粋な個我ではない。完全に現実的な人間は存在しないし、完全に非現実的な人間も存在しない。あらゆる人間は二重の我の相のなかに生きているのである」³⁹。このブーバーの言葉になぞらえば、われわれが「我—汝」に向けてなすべきことはその他者との関わりの中に自ら進んで歩み入ること（「関わりへの参入」）であり、まずは自己が「個我」としてではなく「人格」として他者に向き合

35 同上、18頁

36 同上、17頁。傍点はブーバー

37 同上、83-84頁。傍点はブーバー

38 同上、87頁

39 同上。傍点はブーバー

うことであろう。「個我」に固執し他者との関わりに身を閉ざしていれば、「我ー汝」への道は永遠に閉ざされたままである。保証を求めることなく、「離隔されて存在するもの」「自立的な向う側」である他者との関わりに「跳出」⁴⁰すること（「関わりへの参入」）、そこからしか「我ー汝」に至る術はないのである。

6. おわりに

最後に、上記のブーバーの対偶語を実際の援助場面で活かすとすればどのように考えればよいのかを考察したい。これまでもみてきたように、ブーバーの「我ー汝」は相手に深く関わり、没入することを意味する。もちろん、社会福祉の援助技術においても相手に共感的理解を示すなどといったテクニックは以前から存在するが、ブーバーの「我ー汝」（及び「我ーそれ」）はそれらテクニックを扱う人間の土台（人間観）といえるものである。したがって、援助者と利用者との関係においては「我ー汝」がベースにあるべきだし、その関係を志向する姿勢が援助者には求められる。

しかし、実際の援助場面において常に「我ー汝」であれば——それが可能かどうかは別として——十分といえるだろうか。いうまでもなく、社会福祉援助（ソーシャルワーク）では利用者個人のみならず、家族との関係や職場との関係、その人の生活全体を視野に納めなくてはならない。利用者本人だけに注目するのではなく、ときには利用者を含む生活全体を俯瞰的視点から見渡せなくてはならない。その意味で、実際の援助場面では「我ー汝」だけでなく「我ーそれ」も必要であるといえる。誤解のないように付け加えたいのは、ブーバーの「我ー汝」「我ーそれ」は善悪の問題ではないということである。個の尊重や自己決定のように個が強調されることもあれば、他者との関係から改めて個を捉え直す必要が生じることもある。完全に「我ー汝」の人間もいなければ、完全に「我ーそれ」の人間もない。「あらゆる人間は二重の我の相のなかに生きている」。大事なのは、土台となる人間観（「我ー汝」「我ーそれ」）のバランスをとり、「今ここで」という連続体（スペクトラム）を生きることである。

<文献>

足立叡：臨床社会福祉学の基礎研究 第2版、学文社（2003）

足立叡編：臨床社会福祉学の展開、学文社（2015）

Alex Guilherme & W. John Morgan, *Martin Buber's philosophy of education and its implications for adult non - formal education*, International Journal of Lifelong Education, Volume 28, 2009, 565-581

Anderson, Rob, and Cissna, Kenneth N., *The Martin Buber-Carl Rogers dialogue : a new transcript with commentary*, Albany : State University of New York Press, 1997. (山田

40 ブーバー、前掲書、12-13頁（1969）

- 邦男監訳・今井伸和・永島聡訳：ブーバー ロジャーズ 対話——解説つき新版——、春秋社（2007）
- Balogh, Zoltán, *Martin Buber und die Welt des Es*, Meisenheim am Glan : A. Hain, 1969. (野口恒樹・植村正訳：ブーバーにおける人間の研究——とくに「その世界」を媒介として——、北樹出版（1983））
- Buber, Martin, *Ich und Du*, Leipzig : Insel, 1923. (田口義弘訳：我と汝・対話、みすず書房(1978))
 ——, *Das Problem des Menschen*, Heiderberg : L. Schneider, 1948. (児島洋訳：人間とは何か、理想社（1961））
 ——, *Werke, erster Band, Schriften zur Philosophie*, Kösel-Verlag Verlag Lambert Schneider. 1962 (稲葉稔・佐藤吉昭訳：哲学の人間学、みすず書房（1969））
- Fromm, Erich, *The heart of man : its genius for good and evil*, New York : Harper & Row, 1964. (鈴木重吉訳：悪について、紀伊國屋書店（1965））
 ——, *To have or to be?*, New York : Harper & Row, 1976. (佐野哲郎訳：生きるということ、紀伊國屋書店（1977））
- 早坂泰次郎：人間関係学序説——現象学的社会心理学の展開——、川島書店（1991）
 早坂泰次郎編：＜関係性＞の人間学——良心的エゴイズムの心理——、川島書店（1994）
 平石善司：マルチン・ブーバー、創文社（1991）
 平田オリザ：わかりあえないことから——コミュニケーション能力とは何か——、講談社（2012）
 稲村秀一：ブーバーの人間学、教文館（1987）
 ——：マルティン・ブーバー研究——教育論・共同体論・宗教論、溪水社（2004）
- Jacobi, Juliane, *Dialogue, relatedness, and community. Does Martin Buber have a lasting influence on educational philosophy?*, Zeitschrift für Pädagogik 63, 2017, 657-671
- 小林政吉：ブーバー研究、創文社（1978）
- 児島亜紀子編：社会福祉実践における主体性を尊重した対等な関わりは可能か——利用者・援助者関係を考える——、ミネルヴェ書房（2015）
- Merleau-Ponty, Maurice, *Éloge de la philosophie*, Gallimard, 1953. (滝浦静雄・木田元訳：眼と精神、みすず書房（1966））
- Noddings, Nel, *Caring: A Feminine Approach to Ethics & Moral Education*, University of California Press, 1984 (立山善康・林泰成・清水重樹・宮崎宏志・新茂之訳：ケアリング——倫理と道徳の教育 女性の観点から——、晃洋書房（1997））
- 齋藤昭：ブーバー教育思想の研究、風間書房（1993）
 植村正：ブーバー「対話」思想の研究——二元論と言語哲学を中心として——、人文書院（2001）
 山本誠作：マルティン・ブーバーの研究、理想社（1969）
 吉田敦彦：ブーバー対話論とホリスティック教育——他者・呼びかけ・応答——、勁草書房（2007）

2020 年度秋学期・
2021 年度秋学期・2022 年度春学期
博士前期・後期課程 修了者論文
題目・指導教授・審査委員一覽

2020 年度秋学期 学位（博士）取得者一覧（持込）

開発問題専攻

	申請者氏名	博士論文題目	紹介教授	審査委員			論文審査 結果	最終試験 結果	学位授与 結果	学位
				主 査	副 査	副 査				
1	加藤 拓 総合政策 学部 講 師	Store Network Management of Mini- box Service Retailers: Strategic Framework and Corporate Performance	北島 勉 教授	岡村 裕 教授	Malcolm Field 教授	副査 (外部審査委員) 佐久間信夫 創価大学名誉教授 松蔭大学特任教授	合格	合格	合格	学術

(オブザーバー 糟谷 崇 准教授)

2021 年度秋学期 学位（博士）取得者一覧（課程）

開発問題専攻

	学籍番号	学生氏名	博士論文題目	指導教授	主 査	副 査	副 査	副 査 (外部審査員)	学位
1	1004171101	王 淇	中国における電子政府構築 の課題について —情報の非対称性の問題を 中心に—	進邦徹夫 教授	劉 迪 教授	内藤高雄 教授	岡村 裕 教授	清華大学 教授 崔 保国	学術
2	1004191101	掛谷 和美	経済連携協定（EPA）によ る外国人看護師候補者への 教育支援方法の検討	出嶋靖志 教授	岡村 裕 教授	北島 勉 教授	斉藤 崇 教授	石川県立 看護大学 教授 今井秀樹	学術
3	1004191104	劉 雨桐	日本語ネイティブ医療通訳 者と中国語ネイティブ医療 通訳者の特性比較研究	宮首弘子 教授	倉林秀男 教授	劉 迪 教授	河路由佳 特任教授	北京外国語大学 日本学研究 センター 教授 郭 連友	学術

2022 年度春学期 学位（博士）取得者一覧（課程）

開発問題専攻

	学籍番号	学生氏名	博士論文題目	指導教授	主 査	副 査	副 査	副 査 (外部審査員)	学位
1	1004161201	姚 強	現代中国の幹部に関する 研究	劉 迪 教授	北島 勉 教授	岡村 裕 教授	倉林秀男 教授	明治学院大学 毛 桂榮 教授	学術
2	1004191201	和 紫章	日中両国における共通の戦 略的ナラティブの実践と日 本政府の対中パワー行使に ついて ～ 1972 年 - 2020 年の日 中関係を事例に～	劉 迪 教授	岡村 裕 教授	北島 勉 教授	宮首弘子 教授	東北文化学園 大学 王 元 教授	学術

2021年度秋学期 学位（修士）取得者一覧

国際開発専攻

	学籍番号	学生氏名	修士論文題目	指導教授	主査	副査	副査	学位
1	1014201102	申 雪晴	トゥーシンブル L4 級自動運転トラックの国内マーケティングの研究	岡村 裕 教授	田中信弘 教授	内藤高雄 教授	伊藤敦司 教授	開発学

指導教員：糟谷 崇 准教授

グローバル・コミュニケーション専攻

	学籍番号	学生氏名	修士論文題目	指導教授	主査	副査	副査	学位
1	1014205101	王 婷婷	日本語ウェブニュースの見出しの中国語翻訳に関する考察 —「NHK WORLD-Chinese」から—	宮首弘子 教授	板垣友子 特任教授	河路由佳 特任教授	劉 迪 教授	学術
2	1014205102	楊 蕙瑜	中国映画の日本語字幕・吹き替えの考察 —アニメーション映画『羅小黑戦記』を例に—	宮首弘子 教授	板垣友子 特任教授	河路由佳 特任教授	劉 迪 教授	学術
3	1014205103	付 鉞鈺	林少華「審美的忠実」翻訳論への帰納的思考 —文学の視点を中心に—	宮首弘子 教授	板垣友子 特任教授	河路由佳 特任教授	劉 迪 教授	学術
4	1014205104	山田 奎裕	二重反義形容詞オクシモロンに関する一考察 —内部構造とカテゴリー成立のモデル化の試み—	荒川みどり 教授	河路由佳 特任教授	鄭 英淑 教授	倉林秀男 教授	学術
5	1014205105	蔡 明暁	日本における医療従事者の慣用推量表現に対する通訳者理解の日中比較	宮首弘子 教授	板垣友子 特任教授	河路由佳 特任教授	劉 迪 教授	学術

2022 年度春学期 学位（修士）取得者一覧

国際開発専攻

	学籍番号	学生氏名	修士論文題目	指導教授	主 査	副 査	副 査	学位
1	1014201101	張 成	中華民国初期の地方自治に関する思想研究 —山西省農村自治を事例として—	劉 迪 教授	進邦徹夫 教授	渡辺 剛 教授	宮首弘子 教授	開発学
2	1014201201	王 珍	中国大衆によるニューメディアの受容と創造 —深セン市を事例として—	岡村 裕 教授	渡辺 剛 教授	劉 迪 教授	斉藤 崇 教授	開発学

※指導教員：長谷部弘道 准教授

国際医療協力専攻

	学籍番号	学生氏名	修士論文題目	指導教授	主 査	副 査	副 査	学位
1	1014203101	周 曉晴	中国の高齢者医療制度のあり方に関する研究 —日本との比較から—	北島 勉 教授	岡村 裕 教授	劉 迪 教授	宮首弘子 教授	国際医療協力

グローバル・コミュニケーション専攻

	学籍番号	学生氏名	修士論文題目	指導教授	主 査	副 査	副 査	学位
1	1014205201	魏 琬婧	閩連科作品における造語疊語の限界と可能性 —《受活》を中心に—	宮首弘子 教授	倉林秀男 教授	劉 迪 教授	千野万里子 教授	学術

博士學位論文

博士論文要旨および審査結果の要旨

氏名	加藤 拓
学位の種類	博士（学術）
学位記番号	博乙国第 12 号
学位授与の日付	2020 年 3 月 31 日
学位授与の要件	学位規程第 6 条
学位論文の題目	Store Network Management of Mini-box Service Retailers: Strategic Framework and Corporate Performance
審査委員 主査	杏林大学大学院国際協力研究科教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員 岡村 裕
副査	杏林大学大学院国際協力研究科教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員 Malcolm Field
副査（外部審査委員）	創価大学名誉教授・松蔭大学特任教授 佐久間信夫

博士学位論文要旨

Store Network Management of Mini-box Service Retailers:
Strategic Framework and Corporate Performance

加藤 拓

本研究の目的は、“Mini-box service retailers”を研究対象とし、その一国内市場における出店戦略を類型化し、戦略類型と企業業績に関連を分析することである。

Mini-box service retailers は 2 つの性質を持つ。第一に、大型小売業（Big-box retailers）とは対照的なものである。大型小売業は、地域の需要を最も効率よく獲得できる立地を自ら開発し、売場面積を拡大し魅力的なテナントを誘致することにより、広域から顧客を吸引することが可能である。よって出店もある特定の地理的市場に 1 つの店舗を開ければ、その市場をカバーすることが可能である。一方、小型小売業（Mini-box retailers）は、一店舗当たりの商圈が狭く、大型小売業ならば 1 店舗でカバー可能な地理的市場に、多数の店舗を立地させる必要がある。商業

的に魅力的な立地を自ら創造することはできず、大型小売業を含む外部の施設等に集客を依存せざるを得ない。第二に、Mini-box service retailers は店舗ごとにサービス内容を変更できない。従来の小売業は店舗が立地する市場の特性に応じて品揃えを変えることが可能なのに対して、サービスリテーラーは各店舗のサービス内容の標準化が要求される。どの店舗でも同じ品質レベルのサービスが受けられることが、消費者に安心感を与え、ストア・ブランドが市場に定着する。これまでの研究は、大型店舗や品揃えの変更が可能な小売業を対象とした研究が主であった。一方、上記の特徴を持つ小売業は近年その小売業界で店舗数が急増し、重要性を増しているがまだ歴史が浅いため知見が十分に蓄積されていない状況にある。

本研究は、Mini-box service retailers の国内市場における出店戦略を類型化した。大型小売業はある地理的市場に1店舗を開店すれば良い。また1店舗ごとに品揃えを変えられる小売業もある地理的市場を複数の店舗でカバーした後に、新たな地理的市場に展開することが可能である。つまり、市場の拡大と市場への浸透を独立に考慮することが可能である。一方、Mini-box service retailers は好ましい立地が地理的市場ごとに既知であり、それらを獲得するため他の小売業と競争する。そこでは市場拡大と市場浸透を同時並行で考慮する必要がある。これまでの立地選定に関する知見は、特定の地理的市場においてドミナントを形成することにより、企業の収益性や効率性が高まるというものにとどまり、ドミナント形成後の国内市場の展開については十分に研究されてこなかった。それに対して、本研究は、小売業の多店舗化による成長戦略を、市場拡大と市場浸透に二分したアンゾフの成長ベクトルに、特定の地理的市場への店舗の集中度と市場選択の方法を加味することにより、出店戦略を5つのタイプに類型化した（Local concentration、Proactive expansion、Reactive expansion、Concentrated national expansion、Dispersed national expansion）。

また、5つの戦略類型と企業業績との関連について仮説を構築し、日本の外食産業におけるケーススタディを通じた実証分析を行った。具体的には、日本で株式を上場している52社を対象とし、各社の個々の店舗の所在地の情報から都道府県別の出店数し、その集中度をハーフィンダルインデクスで把握することで戦略類型を行い、各社の営業利益率、ROAを従属変数、戦略類型を独立変数（Local concentrationを参照グループとするダミー変数とした）とする重回帰分析を行った。ここでは、Proactive expansionとDispersed national concentrationが、地域ドミナント形成を意味するLocal concentrationよりも収益性が高いことが示された。2つの時点で同様の分析を行い、分析結果が時系列的にも安定していることも確認できた。この結果より、成長段階が初期のMini-box retailersが、一国内市場において、ある地域市場でのドミナントの形成から全国展開に至るまでのマイルストーンを提示できる。即ち、成長の初期段階ではある地理的市場におけるエリアドミナントの形

成をある程度進めるべきである。しかし、ドミナント形成に固執しすぎると、他の市場規模の大きい地理的市場での出店機会を競争企業に奪われる可能性も生じるため、そうした市場を積極的に選択することにより市場拡大し、そこへ追加出店を継続し市場浸透を図ることに出店のウェイトをシフトすることが推奨される。成長段階がリージョン形成の段階では、店舗の特定の市場への集中度を高いレベルに維持するべきである。最後の全国展開の段階では、少数の店舗が複数の地理的市場に孤立するような状態を避け、市場拡大した多くの地理的市場で市場浸透を進めることで、店舗の集中度を低下させる必要がある。こうして良い企業業績を維持しつつ全国展開を進めることが可能となるということが示唆される。この結果は、成長が初期段階の企業のみならず、ある程度店舗網の展開が進捗している企業の店舗網の現状把握、更には新規出店だけでなく、既存店舗の閉店やリロケーションをも含めた、店舗開発活動の軌道修正を行う際の診断にも用いることが可能である。企業が継続的に利益をあげ、新規出店への投資を継続することで店舗網を全国的に展開することに成功するためには、新規出店では、個々の店舗が各地理的市場において最適な場所に立地しているかという基準だけでなく、新しい店舗の店舗網全体への影響、更には企業業績への影響がどのようなものになるかという基準も含めて判断がなされるべきであり、それを可能にすることが期待できる。

【章の追加】

本研究結果がコロナ禍の影響を受けているか否かを確認するため、2020年のデータを用いて再度分析を行った。

2012年は、店舗数を増やし、主体的拡大、分散型全国展開をとることにより地理的範囲を拡大することで、営業利益率が地域集中より高いことが統計的にも有意となることが確認できた。積極的に採用すべき出店戦略の類型が示されたといえ、そこでは市場規模の大きい地理的市場を主体的に選択することが、企業業績にはプラスに影響した。

しかし、コロナ禍の影響を受けた2020年のデータによる分析では、一般的に営業利益率が低下する傾向にあるなか、受動的拡大により収益性が地域集中により低いことが統計的にも有意となることが確認された。店舗数が少ない段階で、市場規模の対象を問わず出店機会がある市場に展開を進めることにより、店舗網の広域化を図ることが、企業業績にマイナスに影響した。受動的拡大は、店舗数が少ないため企業全体の売上高がもともと低いうえ、店舗網の広域化にともない管理面のコストが増加しやすい。管理面のコストは固定的に発生するものが多いため、店舗の営業時間の短縮や営業そのものの自粛などによる売上高の大幅な減少により収益性が低下する度合いが、他の戦略類型をとる企業に比べて、受動的拡大をとる企業では強くなったと考えられる。

博士学位論文審査報告書（持込）

論文題目 : Store Network Management of Mini-box Services Retailers:
Strategic Framework and Corporate Performance

学位申請者 : 加藤 拓

1. 論文の構成

加藤拓氏の論文は、“Mini-box service retailers”の国内市場における戦略類型と企業業績との関連について実証研究を行い、その結果を考察したもので、論文の構成は、以下の通りである。

Preface

Chapter 1 Introduction

1-1. Background

1-2. Scope of this research

1-3. Research questions and purpose of this research

1-4. Significance of this research

Chapter 2 Survey of Literature

Chapter 3 Store Development Strategy of Mini-Box-Service Retailers:

An Analytical Framework and Case Study in Japanese the Food Service

3-1. Introduction

3-2. Theory Development

3-2-1. Classification of Market Explanation Strategies

3-2-2. Hypotheses

3-3. Case Study for Japanese Food Industry

3-4. Conclusion and Managerial Implication

3-5. Agenda for the Future Research

Chapter 4 Dynamix of Mini-Box-Service Retailers' Store Network Management

4-1. Introduction

4-2. Theory Development

4-2-1. Framework for Sore Network Management

4-2-2. Hypotheses

4-3. Dynamix in Japanese Food Service Industry between 2009 and 2012

4-4. Discussion and Implications for Management

4-5. Conclusion and Implications for Future Research

Chapter 5 Should Service Retailers Expand Store Networks Nationally?

- Case Study of Cramming School Business in Japan -

5-1. Introduction

5-2. Theoretical Framework

5-2-1. Categorization of the form of store network

5-2-2. Hypotheses

5-3. Case Study: School and Education Service Industry in Japan

5-4. Results & Discussion

5-5. Conclusion

Chapter 6 Managerial Implications

Chapter 7 Conclusion

7-1. Conclusion

7-2. Agenda for Future Research

References

2. 各章の概要

第1章では、本研究の背景、目的、意義について述べられている。まず背景として、本研究の対象である Mini-box service retailers（日本語適訳なし；以下そのまま）について説明している。それによると、Mini-box service retailers は2つの性質をもつ。第一に、大型小売業（Big-box retailers）とは（個々の店舗のサイズの他にも）対照的な性質をもつ。大型小売業は、地域の需要を最も効率よく獲得できる立地を自ら開発し、売場面積を拡大し、魅力的なテナントを誘致することにより、広域から顧客を吸引することが可能である。そのため、特定の地理的市場に1つの店舗を出店することで、その市場をカバーすることも可能であることが多い。一方、Mini-box service retailers は、個々の店舗の商圏が狭く、大型小売業ならば1店舗でカバー可能な地理的市場に、多数の店舗を立地させる必要がある。商業的に魅力的な立地を自ら創造することはできず、大型小売業を含む外部の施設等に集客を依存せざるを得ない。第二に、Mini-box service retailers は店舗ごとにサービス内容を変更できない。従来の小売業は店舗が立地する市場の特性に応じて品揃えを変えることが可能なのに対して、サービスリテラーは各店舗のサービス内容の標準化が要求される。どの店舗でも同じ品質レベルのサービスが受けられることが、消費者に安心感を与え、ストア・ブランドが市場に定着するということである。以上のような特徴を持つ Mini-box service retailers が、国内市場において多店舗を志向する場合には、新たな地域市場での市場拡大と市場拡大した地域市場での店舗数シェア拡大を同時並行で実施しなければならないが、その意思決定あるいは軌道修正の方法について明示されていない。またたとえ関連した研究があったとしても、これ

までの研究は、大型店舗や品揃えの変更が可能な小売業を対象とした研究が主であった。一方、上記の特徴を持つ小売業は近年その小売業界で店舗数が急増し、重要性を増しているがまだ歴史が浅いため知見が十分に蓄積されていない状況にある。このような背景のもと、本研究の目的、仮説、リサーチクエスチョンを設定している。この研究の主目的は、Mini-box service retailers を研究対象とし、その一国内市場における出店戦略を類型化した上で戦略類型と企業業績の関連を分析し、この Mini-box service retailers の出店戦略を説明するための新しい枠組みを提供することであるが、この目的を二つに分けて説明している。まず一つ目は店舗展開戦略を店舗網の地理的形態によって類型化することである。そのために国内市場における店舗網はいくつかの形態に類型化されるという仮説と、エリアドミナントから国内拡大する過程における店舗網の類型化に関わるリサーチクエスチョンを設定している。もう一つの目的は、店舗展開戦略と業績との関連を明らかにすることである。二つめの目的においては企業業績がそれぞれ採用している店舗網戦略によって異なるという仮説と、店舗網の地理的形態類型と企業業績の関連の有無を問うリサーチクエスチョンを設定している。

以上の視点と枠組みで国内市場における Mini-box service retailers が多店舗を実現するかまたは軌道修正するための指針となりうる研究は行われてこなかったとし、本研究の成果が多くの経営者の意思決定に有用な情報となりうることで、本研究の意義として述べられている。

第2章では、Mini-box service retailers 関連の先行研究として、立地問題の出店戦略への影響に関する研究動向が経年的に述べられている。それによると、まず1990年代より前においてそれほど戦略的に行われていなかった企業の意思決定が、それ以降、企業戦略にとって重要になり、その中に含まれる立地問題についても、競争的適応戦略を含めて議論されるようになったとのことである。その中では、商品やサービスが顧客に提供されるまでの一連の活動を価値の連鎖として捉えたバリューチェーン（価値連鎖）、言い換えると「事業活動を俯瞰して、顧客満足を生み出し利益を創出するにはどこに目を付けるべきか」という点を見いだすための思考フレームにおける立地条件の重要性が注目されるようになってきた。他方で、市場研究の分野では、長期的な意思決定に関する研究は少なく、立地問題は所与のものとして扱われていたことから、それと企業業績との関連に関する研究はほとんどなかったことと、小売研究の分野では、顧客がすでに店舗に足を運んでいることを前提としており、立地とその他の戦略との関連を扱った研究は見当たらないことが述べられている。なお、立地条件を扱った研究が全くないわけではなかったが、それらは大型小売業のものであり、研究結果が Mini-Box-Retailers に必ずしも適用されるわけではないことがポイントとして挙げられている。

小売の立地選定は二つのレベルで実施され、一つはどの市あるいは町を選ぶのかという settlement scale で、もう一つはその中でどの場所がより成功の可能性があるのかという retail structure scale で行われるが、これまでの研究では、顧客の要求に応えるために企業はどう店舗を配置するかに関わる理論構築が試みられてきたことが確認されている。まず、最大限の収益を上げることができる場所を決めるための方法、例えばあるルールやチェックリストのような技法が開発されてきたとする。同時に、学術的な研究領域では、出店エリアを決定するための方法が開発され、人口サイズや距離等の情報を用いたモデルを構築し、小売商圈を明確にする方法が開発された。このモデルは単純で商圈が重ならないものから、商圈内における交互作用も見越したモデルへとさらに変化してきたとする。そこでは顧客の移動パターンを調べ、店舗の売上を予測することの重要性が強調されたこと、またこのような空間作用モデルによって、別の新たな場所における予測だけでなく、市場条件の変化による影響のシミュレーションが行われるようになったとする。また場所の選定と商圈の明確化のための過程をモデル化しうる方法が確立されたことが述べられている。これは顧客の購買パターンの調査結果を用いたもので、それによってまた別の場所での収益を推定することができたとしている。チェーン店舗とその実績を扱った報告例としては、企業収益を最大化する場所を選定し、多数の可能性のある店舗を系統的に評価できる Location-allocation モデルが提示されている。以前のモデルでは単一の場所を選定するものであったが、このモデルはある市場における店舗網全体における各店舗の実績を評価できるものとして紹介されている。またこのモデルは同地域において複数の店舗を経営する小売企業にとって最適なモデルであったが、さらに小売業の立地戦略に関わる先行研究を検討した結果、二つのことが明らかになったとしている。まず、これらの主な研究対象はデパートやショッピングモールのような大型小売店であったことである。それらは店舗サイズを自由に拡張することができ、それによって集客することが可能である。売上予測モデルでは、売り上げを最大化が期待できる一か所を予測できればよいが、その場合、市場の単位は、ある一つのエリアあるいは都市になる。これらの報告は、現在においても立地選定や売り上げ予測に活用されている。

近年の店舗網に関する研究では、大型店舗に加え新規の小売についての地理的パターンと売り上げとの関係も対象となってきたが、多くの研究で一市場におけるドミナントを形成することがまず重要であることが示唆されている。例えば業績の上がらないコンビニエンスストアは、国内で市場を拡大する前にまず地域における店舗網を強化する必要があるとされる。近年では、企業の立地条件と業績への影響に関する報告がされ、立地が資源の一つとして捉えられているが、これらの研究では、立地はすでに固定されたものとして捉えられている。ある調査では、移転と業績との関連が検討されている。また店舗密度と顧客の選択との関連の報告もあり、そこ

では集中度の変化が顧客の選択にどう影響を与えるかについて評価されている。店舗網と企業業績との関連に関する研究もある程度進んではきており、近年では業績を上げるための立地に関わる意思決定の重要性が強調され、その際には、店舗間の共食い、顧客の購買行動に関連する店舗間の距離の問題も重要になってきている。立地の意思決定と企業価値・開店・閉店との関係に関する報告もあり、縦断的研究としてのパネルスタディが、企業の広告、年数、規模などを含めて実施されている。

このように店舗網と業績との関係に関する報告はあるものの、いずれも市場単位が一つのエリアか都市であったり、現在の場所でのものに限定されたりしており、企業が業績を改善するために、どのように店舗網を開発・修正するべきかを扱った報告はほとんどないことが述べられている。また単一の地域市場から国内全域への市場拡大に関する研究は記述研究のみにとどまっており、過去の研究において店舗網と業績との関係に関する分析研究はないことが確認されている。このような研究動向にはドミナント戦略こそが企業の業績アップに有用であると思われていたことが背景にあると考察しつつ、現状では、店舗網戦略と業績との関連が重要であるとの指摘はあるもののそれに関わる実証研究は見当たらないことを確認している。またある地域あるいは国内レベルのどちらかに関する報告はあるものの、ある地域から国内市場レベルに拡大することで業績がどう影響を受けるのか、そしてその結果に基づく企業の拡大戦略について示唆を与える実証的研究はないとしている。類似した問題状況に対する従来の知見は、一国の特定の地理的市場において、店舗を集中させドミナントを形成することにより、企業の収益性や効率性が高まるというものにとどまっているともしている。

以上のように第2章は、主要雑誌における先行研究のレビューを通じて、本研究のオリジナルな研究の視点および枠組みを強調する形となっている。ある地域に限定された店舗網と業績との関連ではなく、地方市場から国内市場へ拡大するという動的な局面における店舗網と業績との関連に注目したという点で、先行研究との違いが強調されている。

第3、4、5章では5つの戦略類型と企業業績との関連について仮説を構築し、日本の外食産業におけるケーススタディを通じた実証分析の結果が報告されている。まず、3章では、日本国内で事業展開するフードサービス上場企業52社の2005年～2010年のデータを用いた分析結果が、4章では51社の2007年～2012年のデータを用いた分析結果が、さらに5章では、16の教育サービス企業（学習塾）の2012年から2013年のデータを用いた分析結果が報告されている。これら3つの実証研究はいずれもデータを収集する前に、同様の分析のフレームワークを明示している。Mini-box retailersは新たな市場の拡大と既存の市場でのシェア拡大を同時平行で遂行しなければならず、市場浸透と市場拡大が分類されているだけの既存のフレー

ムワークでは不十分であることから、ここに店舗数の集中度と市場拡大の方法を導入することで精緻化し、5つの出店戦略に類型化している。①「地域集中」は、近接した地理的市場への集中的に出店することによりドミナント形成を図る展開方法で、店舗展開する地域は限定的であり、特定の地理的市場への店舗数の集中度は高い。既存の地理的市場における需要の制約や自社気競合の発生、成長の利益や規模の経済性の追求などから、積極的に他の地理的市場に進出することで店舗展開する地域を拡大するリージョン形成の段階では、市場拡大の方法が主体的市場拡大と受動的拡大に分かれる。②「主体的市場拡大」は、ポテンシャルの高い市場を主体的に選択し、そこに展開地域を限定する方法で特定の地理的市場への店舗数の集中度は高い状態にあることが期待される。③「受動的市場拡大」は、出店の機会が偶然あった市場へ出店する方法で、展開地域が拡大しやすいため、特定の地域への出店数の集中度が低くなることが期待される。店舗展開の最終段階である全国展開のための市場拡大は、全国集中型市場拡大と全国分散型市場拡大に分かれる。④「全国集中型市場拡大」は主体的化拡大を進めたのに、全国的に店舗展開するが、全国展開前に進出した市場への店舗数の集中度を比較的高いレベルに維持するもので、求心的な組織を維持したまま全国に店舗展開する企業がとる方法である。⑤「全国分散型市場拡大」は、全国的に店舗展開する際に、全国展開前に進出した市場への集中度を低下せるもので、組織を非求心的にしつつ全国展開する企業がとる方法である。これら5つの出店戦略についての作業仮説は次のとおりであった。(1) 主体的市場拡大は地域集中よりも収益性が高い (2) 受動的市場拡大は地域集中よりも収益性が低い (3) 全国集中型市場拡大は地域集中よりも収益性が低い (4) 全国分散型市場拡大は地域集中よりも収益性が高い (5) ROA (Return on assets = 総資本利益率) は、主体的市場拡大、全国集中型市場拡大、全国分散型市場拡大、地域集中、受動的市場拡大という順番になる、というものであった。データの収集では、市場単位を都道府県、企業の出店戦略を類型化する際のデータは、各社の都道府県別の店舗数をホームページの店舗情報や有価証券報告書からカウントし、それをもとに都道府県別の店舗数シェア、店舗数の集中度、出店済み都道府県数を算出したものを用いた。企業業績に関しては収益性に着目した。企業ごとの売上高と営業利益の金額を各社の有価証券報告書からは把握し、過去の数年間の営業利益率の平均値を収益性の指標として用いた。各社の個々の店舗の所在地の情報から出店済の都道府県と都道府県別の出店数を集計し、特定の都道府県への店舗数の集中度別に戦略類型を行い、各社の営業利益率、ROA を従属変数、戦略類型を独立変数（地域集中型を参照グループとするダミー変数とした）とする重回帰分析を行った。そこでは、主体的市場拡大型と全国分散市場型が、地域ドミナント形成を意味する地域集中型よりも収益性が高いことが示された。また、2つの時点で同様の分析を行った結果、分析結果が時系列的にも安定していることが確認できた。また、教育産業にも適用し比較を試み

たところほぼ同様の結果が認められたとしている。

結果として、地域集中によりエリアドミナントを形成した後の段階では、主体的拡大により潜在力の高い市場を積極的に選択した上で進出し、かつ、その市場へ追加出店を集中的に行い、市場シェアを高めることより、全体的な収益性は高まるという傾向が確認できたとしている。企業は成長の比較的早い段階から大都市市場に進出し、特定の地理的市場への店舗数の集中度を徐々に低下させることを検討する必要があること、全国展開の段階では分散型市場拡大をとる企業の全体的収益性が高い傾向が確認できた。特定の地理的市場への店舗数の集中度を大幅に低下させることにより、収益性の維持と全国区のブランドとしての地位の確立の両立が可能となることが明らかになったとしている。また地域集中によりエリアドミナントと形成する前に様々な市場に店舗を分散させる受動的拡大は、有意ではなかったが収益性が地域集中を下回ったということである。

結論としては、初期段階では地域集中により強力なエリアドミナントを構築し、闇雲な店舗数の拡大は避け、続く成長段階では、主体的拡大によりポテンシャルの高い市場を選択し、かつ追加出店を継続的に行うことでそこでの市場シェアを高めることが重要であるとしている。全国展開の段階では、それぞれの出店済みの地理的市場での市場シェアを優先させ、店舗数を全国的に分散させ、特定の地理的市場への店舗数の集中度を低下させることで、地域集中よりも高い収益性を維持しつつ企業成長を遂げることが可能になるとしている。

最後の第6章と7章では、3,4,5章で述べた Mini-box service retailers の国内市場における出店戦略を類型化と企業業績との関係に関わる実証研究結果に基づき、設定された仮説に関する考察および結果が示唆することについて述べられている。その前段では本研究の背景が再度次のように説明されている。それによると、大型小売業は、ある一定の地理的市場に1店舗を開店すれば良く、一つの地理的市場に出店した後、新たな地理的市場に展開するという具合に、市場の面的な拡大を優先する展開が可能である。一方、Mini-box service retailers は、ある一定の地理的市場を複数の店舗でカバーするため、市場の面的な拡大だけでなく、拡大した市場へ追加的に出店することを同時に進める必要がある。こうした Mini-box service retailers の新規出店に関する複雑な問題状況に対して、実務上の示唆を与える出店戦略に関するフレームワークが十分に出来上がっているとは言い難い。類似した問題状況に対する従来の知見は、一国の特定の地理的市場において、店舗を集中させドミナントを形成することにより、企業の収益性や効率性が高まるというものにとどまっていると言える。そのため、ドミナント形成後の一国内市場での多店舗展開の方法については拠って立つ知見がなく、実務上、出店判断において重大な困難が生じているとして、改めて本研究の背景が述べられている。さらに本研究のオリジ

ナルな部分として、本研究では、成長戦略を市場拡大と市場浸透に二分した成長ベクトルをベースに、小売業の多店舗化に適するように精緻化を試みたことが強調されている。店舗網の形状が成長段階に応じて変化することから、出店戦略は店舗網の形状を反映するものと捉えたうえで、特定の地理的市場（ここでは特定の都道府県）への店舗数の集中度と市場拡大の際の地理的市場選択の方法を加味することにより、出店戦略を「地域集中」、「主体的市場拡大」、「受動的市場拡大」、「全国集中型市場拡大」、「全国分散型市場拡大」の5つのタイプに類型化した上で企業業績との関係を整理している。

結論としては、実証研究結果から、成長段階が初期の Mini-box service retailers が、一国内市場において、ある地域市場でのドミナントを形成してから、全国展開に至るまでの多店舗化のマイルストーンを提示することができたとしている。すなわち、成長の初期段階ではある地理的市場におけるエリアドミナントの形成をある程度進めるべきだが、ドミナント形成に固執しすぎると、他の市場規模の大きい地理的市場での出店機会を競争企業に奪われる可能性も生じるため、そうした市場を積極的に選択することにより市場拡大し、そこへ追加出店を継続し市場浸透を図ることに出店のウェイトをシフトすることが推奨される。成長段階がリージョン形成の段階では、店舗の特定の市場への集中度を高いレベルに維持するべきであるとする。最後の全国展開の段階では、少数の店舗が複数の地理的市場に孤立するような状態を避け、市場拡大した多くの地理的市場で市場浸透を進めることで、店舗の集中度を低下させる必要がある。こうして良い企業業績を維持しつつ全国展開を進めることが可能となるということが示唆されたとする。同時にこの結果は、成長が初期段階の企業のみならず、ある程度店舗網の展開が進捗している企業の店舗網の現状把握、更には新規出店だけでなく、既存店舗の閉店やリロケーションをも含めた、店舗開発活動の軌道修正を行う際の診断にも用いることが可能であるとしている。Mini-box service retailers が継続的に利益をあげ、新規出店への投資を継続することで店舗網を全国的に展開することに成功するためには、新規出店の際に、個々の店舗が各地理的市場において最適な場所に立地しているかという基準だけでなく、新しい店舗の店舗網全体への影響、更には企業業績への影響がどのようなものになるかという基準も含めて判断がなされるべきであり、本研究の結果はそうした経営判断に微力ながら資することが期待できるとしている。

3. 論文評価

本博士論文は、次の点で高く評価できる。

第一に、本論文は申請者が執筆した実証的調査研究の博士学位論文として高いレベルに達している。その証拠として、すでにこの論文の一部である3つの実証研究論文は、国際経営分野の学術雑誌である研究誌 *International Journal of*

Marketing Studies, International Business Research, International Review of Management and Business Research にそれぞれ掲載されていることが挙げられる。

第二に、仮説の構築、リサーチクエスションの設定、調査結果に基づく分析は緻密で着実であり、論理展開も明快である。本論文は、厳密で緻密な実証的研究の結果と考察であり、Mini-box service retailers の国内市場における拡大の道筋を示し、経営者の意思決定に貢献しうる優れた報告である。また、論文で報告された研究成果は、申請者が店舗戦略に関する実証的な手法に精通した研究者として高い能力をもつことを十分に示すものである。

第三に、Mini-box service retailers が継続的に利益をあげ、新規出店への投資を継続することで店舗網を全国的に展開することに成功するための新しいモデルを実証的に明らかにした試みは、斬新でオリジナリティの高い研究課題である。今後の発展が大変に有望な分野であるといえる。

このように本研究は、Mini-box service retailers の新規出店に関する複雑な問題状況に対して実務上の示唆を与えると同時に、出店戦略のフレームワークに関する示唆に富んだ研究成果であり、その意義は評価に値する。また博士論文としても十分評価しうるものである。他方で、主題に大きく影響しない論文の構成および周辺部分についての論述の不十分さを指摘できるが、このことが本論文の価値を大きく損なうわけではない。口答発表ならびに口答試問では、明晰に論旨を述べ、質問には的確に答えることができた。口答試問では、論文の記述や考察の不十分な点が幾つか指摘されたが、いずれも大幅な改訂を要求するものではなく、時間をかけて丹念に作成された論文であることが確認できた。

以上のことから、審査委員は全員一致で申請者加藤拓氏が、博士（学術）の学位を授与するに十分値するものと認める。

令和3年2月10日

主査 岡村 裕

杏林大学大学院国際協力研究科教授

副査 Malcolm Field

杏林大学大学院国際協力研究科教授

副査 (外部審査)

佐久間信夫

創価大学名誉教授・松蔭大学特任教授

氏名	王 淇
学位の種類	博士（学術）
学位記番号	博甲国第 47 号
学位授与の日付	2022 年 3 月 31 日
学位授与の要件	学位規程第 5 条
学位論文の題目	中国における電子政府構築の課題について —情報の非対称性の問題を中心に—
審査委員 主査	杏林大学総合政策学部教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員 劉 迪
副査	杏林大学総合政策学部教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員 内藤 高雄
副査	杏林大学総合政策学部教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員 岡村 裕
副査（外部審査委員）	清華大学新聞與伝播学院教授 崔 保国

博士学位論文要旨

中国における電子政府構築の課題について
—情報の非対称性の問題を中心に—

王 淇

本研究においては、非技術面で情報の非対称性の問題を中心にして、中国における電子政府の構築過程で政府内部（政府間関係）・外部（政府と国民の関係）、水平・垂直という四つの次元に存在している様々の課題を分析した。

第 1 章では、電子政府の発展状況を踏まえた上で、情報の非対称性という課題の重要性について述べ、研究の背景と目的を示した。

第 2 章では、先進諸国における行政改革の背景、特徴、そしてガバナンス・NPM

(New Public Management) についての諸理論を概観した。とりわけ民間企業から取り入れているエージェンシー及びナレッジ・マネジメントなどの手法を踏まえ、NPM と電子政府構築の位置付け及び NPM の限界について検討した。

第3章では、中国と日本における電子政府とオープンデータの展開について、推進の背景や主な特徴を捉え、現在の到達点を示した上でそれに至る過程を考察した。そして日中両国のオープンデータ政策において、推進の態勢、政府データの準備・展開・インパクト、推進による各項目の状況という三つの側面に分けて比較した。

第4章では、政策決定過程における国民の意思を重要な「情報」と捉え、研究の注目点を中国の政策決定過程に置き、中国における政治参加の課題を分析した。

まず、今まで中国における政策決定過程のメカニズムを概観し、1990年以降政治参加におけるアクターの多様化を捉えた。次に、国民の要望・請求を政策決定に影響を及ぼすインターネットによる政治参加を踏まえて行った。そして電子的参加の現状、特にソーシャルメディアで使用者と管理者・政府の位置付けを把握し、このルートでの役割・限界を明らかにした。

第5章では、中国の政府内部で中央一地方を貫徹する体系的な政策実施システムにおいて垂直方向の情報伝達・フィードバックのメカニズムを解明するために、通信システム分野のアナログ処理とデジタル処理モデルを結んで、政策の伝達・実施の現状及び地方政府が上位政府に対する情報の優位性及びフィードバックの問題を検討した。

第6章では、中国における地方政府間及び部門間関係を巡って、縦割り行政による「情報の孤島（情報サイロ）」の導因・弊害及び情報共有の現状・問題点について考察し、政府組織間情報共有の意味、情報共有プログラムの成功の促進要因と阻害要因、中国での非技術的要因を解明した。

第7章で、各章を総括しながら中国の電子政府化における必要な条件と筆者の主張をまとめ、本稿の限界を述べることで今後の研究課題を示した。

博士学位論文審査報告書

中国における電子政府構築の課題について
—情報の非対称性の問題を中心に—

【論文の構成】

第1章 緒論

第2章 情報格差の視点から NPM について理論の整理と検討

第3章 日中比較における電子政府の推進とオープンデータの取組みについて

第4章 電子政府時代の視野下で中国の政策決定過程に関する分析

第5章 中国政府における垂直方向の情報伝達・フィードバックについて

第6章 中国における地方政府間・部門間情報共有の課題について

第7章 まとめと今後の課題

参考文献

【論文の概要】

本論文は世界の電子政府（e-government）発展の背景のもとで1990年代以来の中国の電子政府構築過程を概観し、政府内部、外部、水平、垂直という4つの次元から中国の電子政府構築を考察したうえで、先進諸国の電子政府構築の経験を中国に提示するものである。

電子政府の概念は社会の発展及び技術の進歩に伴って次第に変化するが、今現在では電子技術を利用し政府の現代化戦略としての公共価値を創造することを意味している。本論文では電子政府の構築による行政サービスの効率化・透明化、国民の行政参加の促進だけではなく中国の民主化への展望もしている。

本論文では官僚・政治家と国民間の情報のギャップが行政効率及び民主制度に対する負の影響があると断じ、中国の電子政府構築の過程における非技術面の「情報の非対称性」問題を追究し考察を行った。

【本論の内容】

第1章 諸論

著者は1980年代以降から今日までの中国政府の「電子政府」構築の歩みを振り返ったうえで、中国の電子政府構築時の「情報の非対称性」の課題を提起した。本研究の目的は先進諸国の電子政府構築の経験を考察し、その成果を中国官僚制改革に活かしていくことであるとされる。

第2章 情報格差の視点から NPM について理論の整理と検討

本章では NPM（New Public Management）論の考察を通じてその成果の中国適

用への考察するものである。著者は NPM 行政改革の経験が中国の官僚行政の非効率性の解消に有効であるばかりでなく中国の行政改革及び中国電子政府の構築にも意義を有すると主張する。

一方、本論文は中国では NPM 改革の方法をそのまま導入し、過度な競争、民営化及び地方自治的エージェンシー、規制緩和などを行うことは、必ずしも中国の行政風土に合わないし、却って行政の混乱を招く恐れがあると NPM 理論及びその実践の限界も指摘している。

著者は NPM 論がもともと分散化・規制緩和・権限委譲を強調する理論であったが、最近同理論の関心は統治の対象となる国民または住民が如何に満足できるサービスを受ける環境を整備するかに集約するとしている。NPM 論の最近の変化は中国政府が求めている「ガバナンス能力の改善・向上」に通ずる部分が多いことがわかる。これは大変意味深い指摘である。

第3章 日中比較における電子政府の推進とオープンデータの取組みについて

本章では中国のコンピュータ普及率や通信インフラの整備が進められる一方、電子政府構築の制度整備の立ち遅れの実態を考察している。日本をはじめ世界先進国との比較を通じて、中国の電子政府構築とオープンデータの推進には①「電子政府における全般的、明確な戦略と法律や法規の欠如」②「プラットフォームと標準の一体化の問題及び発展の不均衡」③「行政機関における IT 人材の育成・確保と国民の認識・参加の問題」などの問題があり、この判断は的確であると言えよう。

第4章 電子政府時代の視野下で中国の政策決定過程に関する分析

2002 年以降、中国政府は市場経済の転換に合わせて政府機能の転換も唱えて「サービス政府」を作ろうとしている。その背後には権威主義体制を維持し「協商民主」を導入することを通じその体制を強化する一方、「選挙民主」は排除されるという現実がみられるとしている。

著者は「ソーシャルメディアによる電子的参加」「e- デモクラシー」等の検討を通じて、中国政府はインターネット世論の影響力を無視できず、民意に耳を傾けざるを得ない一面を指摘している。ただしソーシャルメディアによる政治参加の方法はあくまでも「非制度的手段」であり、政策決定に影響を及ぼすチャンネルではないと著者は判断している。

この章では中国国民の電子メディアによる政治参加の限界及び政府側のコミュニケーションへの消極的な対応が問題であるとし今後の中国の電子政府構築の課題としては ICT を通じて公衆による非制度的参加を充実させ、制度的参加のチャンネルを確立することが求められるとしている。

「ソーシャルメディアによる電子的参加」「e- デモクラシー」の考察はこの論文の最もハイライトの部分ではないかと考えられる。中国の国民は如何に日々進歩している電子メディアを生かし政治参加の権利を拡大するかは今後考察の課題として残

されている。

第5章 中国政府における垂直方向の情報伝達・フィードバックについて

本章と次の章は電子政府構築に向けて中国の最近の動向を考察したものである。本章は中国の中央地方政府間の垂直方向の情報伝達・フィードバックについての考察である。

元々広大な中国での中央政府と地方政府との間の意志疎通は困難であり現代になってもこの状況は変わっていない。本章では政府間の垂直情報伝達のメカニズムを考察し、「アナログ処理」「デジタル処理」の通信概念を借りて情報伝達中の「情報の失真」問題を検討した。情報伝達過程の歪みから政策実施の過程で上下政府の情報上の非対称性が形成され、結局政策の失敗を招くことになると指摘している。その失敗を回避するために既成の行政の構造を「大転換」すべきであると提案している。情報共有は中央地方政府間だけではなく地方政府間にとっても極めて重要な問題である。

第6章 中国における地方政府間・部門間情報共有の課題について

本章では地方政府間の情報共有に阻害する非技術的要因・要素に関する考察である。中国の地方政府間の情報共有に関して①（厳格な垂直統治による）下位部門間の情報共有意欲の低下、②地方政府・部門のセクショナリズム、③情報共有のインセンティブの不足等地方政府の情報共有の問題を指摘している。

今世紀に入ってから、中国政府は情報資源共有をめぐってデータベースの構築に力を入れ、2016年には情報共有について「共有は原則」「不共有は例外」という国家法規が定められた。上記の政府法規は地方政府間の情報共有を促進する一方、情報共有の制度には「政出多門」及び制度の「互換性」問題が残る。中国の地方政府・部門間の情報共有は、単純な技術の課題ではなく、管理体制変革に関わる問題でもあった。

本章では電子政府を構築するために政府間の情報共有は単なる段階的目標に過ぎず、よりよいワンストップ行政サービスを実現させるためには、より深いレベルの体制改革の必要性を倡えている。

本論文では著者は電子政府の構築に向かってこれまでのメカニズムを再構築する必要があると主張している。例えば「電子政務プラットフォーム」の構築による中央地方情報格差を解消させ、情報共有のプラットフォームの統合による社会向けの情報のより大きく開放させるなどである。

著者は国民の制度的参加のチャンネルを拡大させるために、全人代と社会各階層の政策決定に関する発言権を強化して民主性を高めることが必要であると提言している。

第7章 まとめと今後の課題

この部分で著者は中国の電子政府を構築するために政府のメカニズムを再構築する必要があると提言する。その新しいメカニズムを実現させるためには①包括的で戦略的な法整備、②政府の情報公開とオープンデータの取組みの推進、③サービス精神を尊ぶ行政文化の推進、④ICTを活用した公衆の制度的参加チャンネルの拡大等が不可欠なものである。更に著者は政府内部においては、政府のフラット化を通じてコントロールチェーンを短縮させ、情報伝達の信頼性を向上させることを主張している。このような作業を通じて「民主性」、「透明性」、「効率性」、「より安い、より良い」サービスを提供する電子政府の実現が期待される。

【本論文の評価】

口頭試問では著者が参考文献として日・中・英の3か国語の膨大な論文を読み込み、先行研究について批判的な考察を行った上で著者が自らの論文に自身の主張を盛り込み電子政府構築時の「情報の非対称性」を論じたことが審査委員から指摘され、著者からも改めて報告された。

著者はこれまで経済学の視点であった「情報の非対称性」という概念を、政治学の世界に適用して分析を試みている。この試みは非常に斬新かつ独創的であり、高く評価されるべきである。これまでにはあまり見られなかった研究の視点であり、今後のこの分野の研究にも一定の示唆を与えているといえる。そういう意味では本論文が学会への貢献も十分に果たしているといえる。

また電子政府の構築は政府の当為だけではなく国民・住民の主体的参加が不可欠なものであるが、現代中国の市民・住民はソーシャルメディアを通じてその権利を主張するための闘争及びその限界に対する考察は本論文の特別な価値が示されている。特に中国の各地方の電子政府においてソーシャルメディアが果たした役割についてユニークな考察を行った。この考察は中国電子政府の研究のために新しい視点を提供している。

さらには電子政府研究では「政府対市民」「政府対企業」という視点からのものが多くみられるが、「政府対政府」「内部の有効性及び効率性」という視点からの研究が必ずしも多く見当たらない。この意味では本論文は大変有意義な試みであり、特に現代中国の電子政府構築の全過程を概観するものとしてその価値を認める。

本論文では電子政府構築の在り方として複数の政策提言が行われ、今後の中国の電子政府の研究にとって啓発的なものとして認めるべきであろう。

もちろん本論文には課題がないわけではない。

参考文献の記載方法については訂正すべき箇所と一部の日本語の不正確な箇所があり訂正すべきであると指摘されるが、著者が指定された期日までに修正し、審査委員はその修正が適切になされていることを確認した。

また口頭試問において著者自らが良く認識し、指摘したことではあるが、本論文が先行研究の批判的分析や自身の主張を盛り込むことにとどまっており、今後は著者が指摘した主張に対して実証研究を行うことも課題になるといえるであろう。

しかしながらこの本論文に対する課題は今後の研究の進行におけるさらなる発展を期するためのものであって、これにより、本論文の評価がいささかも損なわれるものではない。

本論文審査委員会は、王淇氏から提出された博士学位請求論文を査読し、口頭試問における質疑応答から申請者の中国電子政府に関する深い理解と、一貫した論旨が確認されたため、合格と認めた。

以上の理由により、本論文の著者は博士（学術）の学位は授与するにふさわしいものと認められる。

2022年2月9日

主査	劉 迪	杏林大学総合政策学部教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員
副査	内藤 高雄	杏林大学総合政策学部教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員
副査	岡村 裕	杏林大学総合政策学部教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員
副査（外部審査）	崔 保国	清華大学新聞與伝播学院教授

氏名	掛谷 和美
学位の種類	博士（学術）
学位記番号	博甲国第 48 号
学位授与の日付	2022 年 3 月 31 日
学位授与の要件	学位規程第 5 条
学位論文の題目	経済連携協定（EPA）による外国人看護師候補者への教育支援 方法の検討
審査委員 主査	杏林大学大学院国際協力研究科教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員 岡村 裕
副査	杏林大学大学院国際協力研究科教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員 北島 勉
副査	杏林大学大学院国際協力研究科教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員 斉藤 崇
副査（外部審査委員）	石川県立看護大学大学院看護学研究科教授 今井 秀樹

博士学位論文要旨

経済連携協定（EPA）による外国人看護師候補者への教育支援方法の検討

掛谷 和美

本研究は、経済連携協定（EPA）による外国人看護師候補者（以下、候補者）への教育支援の現状とこれからの教育支援方法を検討することを目的とし、候補者を支える日本人看護師を対象に無記名自記式質問紙調査を行うとともに、候補者と外国人看護師を対象にインタビュー調査を行った。その結果、候補者たちを支える日本人看護師たちは、「日本人指導者による異文化を踏まえた看護実践のサポート」、「国家試験対策への研修や臨床現場での質問や教授と精神的サポート」が候補者たちの習熟度に関連していると考えていることがわかった。

一方、候補者たちは、日本から【OJT：看護実践への支援】、【教育・職場・生活環境順応への支援】、【Off-JT：国家試験対策への支援】、【精神的支援】、【院内の教育体制と支援】、【受け入れ制度に対する理解への支援】を現在受けていることがわかった。ここで、OJT（On the job training）は、上司や先輩が日常の業務の中で作業方法等について指導することであり、Off-JT（Off the job training）は日常の業務を一時的に離れて行う教育訓練や研修である。新人看護職員研修ガイドラインではOJTとOff-JTを適切に組み合わせるスパイラル学習を推奨している。本研究の調査により、候補者を支える教育体制や教育的支援について教育する側への教育が必要であること、候補者の支援に日本文化の指導や受け入れ施設地域の方言や医療用語に配慮した日本語の指導が必要であることが課題として明らかになった。これらの課題から、今後の候補者への教育支援方法として、[契約内容の充実]、[教育体制・教育的役割の強化]を基盤とし、[日本語能力向上への支援]、[精神的支援]、[教育・職場・生活環境順応への支援]、[OJT：看護実践への支援]、[Off-JT：国家試験対策]のスパイラル学習が必要であることが示唆された。また今後の課題として、異文化、教育課程の違い、医療の違いに配慮した教育支援プログラムを充実させること、候補者の特性と教育プログラムについて教育担当者ではないスタッフを含めて理解を広めることの重要性が示唆された。

博士学位論文審査報告書

論文題目：経済連携協定(EPA)による外国人看護師候補者への教育支援方法の検討
学位申請者：掛谷 和美

1. 論文の構成

掛谷和美氏の論文は、外国人看護師候補者への教育支援方法を検討するために、候補者の教育を担当する日本人看護師の指導者を対象とした自記式質問紙調査と、外国人看護師候補者又は看護師を対象にインタビュー調査を行った結果を分析・考察したもので、論文の構成は、以下の通りである。

- I. 本文で使用する用語の概念・定義
- II. 緒言
- III. 研究方法
- IV. 結果
 1. 無記名自記式質問紙調査の結果
 2. インタビュー調査の結果

V. 考察

1. 無記名自記式調査による EPA 候補者を支援する病院、候補者、日本人指導者の実態と特徴
2. インタビュー調査結果からの考察

VI. 結論

2. 各章の概要

I. 本文で使用する用語の概念・定義

本論文において申請者がキーワードと考える「外国人看護師候補者」、「候補者の入職後の知識・技術・態度の習熟度」、「OJT(On the job training)」、Off-JT(Off the job training)、「スパイラル学習」の6つについて解説している。

II. 緒言

緒言では、本研究の背景についてまず述べられている。2008年より開始された経済連携協定(Economic partnership Agreement ; EPA)による外国人看護師候補者の受け入れ制度の概要について説明している。日本は二国間協定であるEPAに基づき、2008年からインドネシアと、2009年からフィリピン、2014年からはベトナムの候補者を受け入れている。候補者がEPAによって来日するためには、母国での看護師資格取得、臨床経験、一定の日本語能力を有することが条件となっている。来日後に日本語研修を受けた後、受け入れ施設での3年間の看護助手としての就労期間中に看護師国家試験の合格が、4年目からの在留資格取得の条件となる。合格後は期限の上限なく看護師として日本に在留することができる。なお計3回の国家試験に不合格だった場合にも、最終回の試験点数が合格基準の5割以上の正当率という条件で在留期間の1年間延長が可能とのことである。候補者の看護師国家試験合格率は、初回2009年は0%であった。2021年では20.9%となっているが、日本人受験者と比較するとかなり低い水準である。受け入れ後には、日本語表現、疾病名の英語表記、漢字へのルビ、試験時間の延長が行われているとされる。合格率の低さの要因として、受け入れ制度や教育支援に問題があると考えられるが、それに関する実態調査は十分に行われているとはいえないことが主張されている。また、新人看護師教育については、厚生労働省から研修ガイドラインが出され、そこでOJTとOff-JTのスパイラル教育が推奨されているが、その根拠となるエビデンスはないとする。さらに、日本人の新人看護師対象のガイドラインが、外国人の看護師あるいは看護師候補者に適切であるかに関する研究はないともしている。本研究のオリジナリティと目的について、以上のように述べられている。

III. 研究方法

研究方法では、外国人看護師または候補者を対象とした質的調査(インタビュー調査)と外国人看護師候補者の教育に関わる日本人指導者を対象とした量的調査(自記

式質問紙調査)の概要が述べられている。両調査について、調査対象者の選定方法、具体的な調査方法の概要(データの入手方法)、倫理的配慮の方法について述べられている。

まずインタビュー調査におけるデータの収集は、半構造化面接法を用い、コロナ禍であることから遠隔オンライン(Zoom)で必要に応じて通訳をつけて行われた。作成されたインタビューガイドに従い、性別、国名、年齢、母国での臨床経験年数、学歴、宗教、臨床経験のある診療科、来日理由、教育・看護実践への支援・国家試験対策への支援の実態について質問したとしている。

自記式質問紙調査におけるデータの収集は、プレテストを実施した上で、基本属性、教育体制、受け入れ状況などの実態に関わる情報に加え、職場環境、教育環境、看護実践への支援、国家試験対策への支援、候補者の入職1年後の知識・技術・態度の習熟度に関する主観的な評価をしている。

得られたデータについて、インタビュー調査結果では、質的データ解析ソフトを用いてデータのカテゴリー化と共通化を行い、データが示す全体的な傾向性を抽出している。結果の解釈は質的研究の熟練者の指導を受け、結果の妥当性について担保している。自記式質問紙調査については、統計解析ソフト SPSS を用い、有意水準を5%として分析結果の有意性を判断している。職場環境、教育環境、看護実践への支援、国家試験対策への支援、候補者の入職1年後の知識・技術・態度の習熟度については、それぞれについて Cronbach の α 係数を算出し、尺度の信頼性を確認している。それぞれの尺度について、最尤法プロマックス回転による探索的因子分析を行い、因子の抽出と因子得点の算出を行っている。さらに候補者の入職1年後の知識・技術・態度の習熟度を低値群と高値群に分けた上で、職場環境、教育環境、看護実践への支援、国家試験対策への支援におけるそれぞれの因子の因子得点を比較し、職場環境・教育環境・看護実践への支援・国家試験対策への支援と候補者の入職1年後の知識・技術・態度の習熟度との関連を評価している。最後にその結果有意であった項目について多重ロジスティック回帰モデルを用いた多変量解析を行っている。

IV. 結果

1. 無記名自記式質問紙調査の結果

まず、質問紙調査は郵送法であったので、その回収率を確認している。用いた尺度の信頼性については、Cronbach の α 係数を示し、いずれの尺度の値も0.7～0.9の間に収まっていたことと、Kaiser-Meyer-Olkin の値についても0.8以上を示したことから、因子分析によるデータ分析に問題がないことを述べている。収集できたデータから今回の対象者の基本的属性について記述統計を示した上で、日本人の指導者による「職場環境」、「教育環境」、「看護実践への支援」、「国家試験対策への支援」、

「候補者の習熟度」に関する主観的評価尺度に関する因子分析結果を述べている。それによると、職場環境については、「勤務教育へのサポート」と「人間関係へのサポート」の2因子、教育環境については「日本と母国の文化への理解と業務外の日本語研修」と「業務内での日本語理解へのサポート」の2因子、看護実践への支援については「日本人指導者による異文化を踏まえた看護実践サポート」、「業務内での日本語理解へのサポート」と「日本人指導者による日本と母国の違いについての理解」の3因子、国家試験対策への支援については「国家試験対策への研修や臨床現場での質問や教授と精神的サポート」と「国家試験対策への業務・時間・学習などの調整と支援体制」の2因子、候補者の習熟度については「医療安全・メンバーシップ・基本姿勢について」、「高度な看護実践への知識と看護過程」と「基本的看護知識と実践」の3因子が抽出された。

因子分析の結果得られた各尺度（職場環境、教育環境、看護実践への支援、国家試験対策への支援の各因子、合計9因子）の因子得点を低値群と高値群の2群に分け（正規性を示さなかったため中央値で）、習熟度得点の平均点についてそれぞれを比較したところ、「勤務教育へのサポート」、「人間関係へのサポート」、「業務内での日本語理解へのサポート」、「日本人指導者による異文化を踏まえた看護実践サポート」、「国家試験対策への研修や臨床現場での質問や教授と精神的サポート」において有意差が認められたとしている。さらに、これら7つの因子を独立変数、習熟度を従属変数として多重ロジスティック回帰分析を行った結果、「日本人指導者による異文化を踏まえた看護実践サポート」、「国家試験対策への研修や臨床現場での質問や教授と精神的サポート」との間に有意な関連が認められたとしている。

2. インタビュー調査の結果

まずインタビュー調査の対象者となった12名の基本的属性を述べた上で、質的分析の結果抽出された6つのカテゴリーと19のサブカテゴリーについて記述している。抽出された6つのカテゴリーは、(1)「OJT 看護実践への支援」、(2)「教育・職場・生活環境順応への支援」、(3)「Off-JT 国家試験対策への支援」、(4)「精神的支援」、(5)「院内の教育体制と支援」、(6)「契約内容への支援」であった。(1)「OJT 看護実践への支援」は、看護実践の会話による困難、看護実践による文章の困難、看護実践への教授の実際、母国と日本の看護実践の相違から構成されたものとしている。(2)「教育・職場・生活環境順応への支援」は、異文化・宗教への順応の支援、生活環境順応への支援、日常生活上における日本語使用への順応、日本語取得の支援から構成されたものとしている。(3)「Off-JT 国家試験対策への支援」は、国家試験による日本語の困難、国家試験対策のための学習時間の困難、国家試験による母国語との相違、国家試験対策によって得られている教育機会、国家試験対策支援への要望から構成されたものとしている。(4)「精神的支援」は、候補者として適応すること

への葛藤、受け入れ施設からの精神的サポートから構成されたものとしている。(5)「院内の教育体制と支援」は、EPAの教育的役割の方からの支援、院内スタッフ全体からの支援から構成されたものとしている。(6)「契約内容への支援」は、契約面での来日前の困惑、契約面での来日後の困惑から構成されたものとしている。

V. 考察

まず質問紙調査の結果から、質問紙に回答した看護師が所属する受け入れ施設の多くは、候補者専用の企画や学習時間を確保しているが、その学習時間については施設間のばらつきが大きく、適切な学習時間の確保について検討が必要であるとしている。研修企画内容については、国家試験対策と日本語学習に関するものが多かった一方で、看護記録や看護技術に関するものが少なかったことには、候補者が未資格取得者であることの影響が考えられるとしている。

多重ロジスティック回帰分析の結果、候補者の習熟度と「日本人指導者による異文化を踏まえた看護実践サポート」、「国家試験対策への研修や臨床現場での質問や教授と精神的サポート」との間に有意な関連が認められたことから、教育担当者が候補者の異文化や母国での経験技術について理解し、候補者の受講内容について把握した上で指導を行うことが、候補者の習熟度を向上させることにつながるとし、教育担当者への教育のあり方についての示唆が得られたとしている。さらにこれらの因子と関連が強い質問項目から、机上でのOff-JTだけでなく、臨床現場でも異文化や未経験技術について、すべてのスタッフが理解し、候補者に接することが重要であるとの考えにいたっている。看護技術の習熟と同時に国家試験に合格する力をつけるためには、異文化、教育課程の違い、医療の違いに配慮した教育支援プログラムを充実させることや、候補者の特性と教育プログラムについて教育担当者だけでなくその他関わりのあるすべてのスタッフの理解を深めることを、OJTとOff-JTの両方で実施することが重要であると結論づけている。

インタビュー調査の結果からは、対象者から聴取した生の声をもとにさらに詳細な情報が述べられている。その具体例として、コミュニケーションについては専門用語に加えて方言の理解という問題が明らかになったことをあげ、今後の日本語教育に方言の配慮の必要性があるとしている。国家試験の学習時間については、指導する側はある程度確保できているとは考えているが、候補者側では学習時間のさらなる確保という要望があり、その配慮のあり方については検討の余地があるとしている。精神的なサポートについては、候補者の多くが母国では正看護師として勤務しており、日本での立場や仕事内容への適応について問題を抱えていることがあらためて確認できたとしている。またEPAの制度自体に不満を持っていることも明らかになったとしている。特に日本語研修期間が無給であることや不合格で帰国しなければならないことに対するストレスがあり、その緩和のための介入の必要性についてふれている。

最終的に量的調査と質的調査の両方の結果を踏まえた結論として、候補者の習熟度を向上させる教育方法は、看護実践を臨床で教授することと机上での知識を習得する学習支援の両方であり、これはOJTとOff-JTのスパイラル教育と呼ばれるものであるとしている。これらは新人看護師教育においても重視されていることであり、外国人看護師候補者においても同様に重要であることが明らかになったとしている。さらに従来の人看護師教育との違いは対象者が外国人であるということで、この違い、つまり異文化理解を含む精神的サポートを加えた教育支援体制を構築・実施することが重要であるとしている。

VI. 結論

最後に、結論として次のことが述べられている。(1)日本人指導者は、「日本人による看護師実践のサポート」、「国家試験対策への研修や臨床現場での質問や教授と精神的サポート」が候補者たちの習熟度に関連していると考えている。(2)候補者は、日本から「OJT 看護実践への支援」、「教育・職場・生活環境順応への支援」、「Off-JT 国家試験への支援」、「精神的支援」、「院内の教育体制と支援」、「契約内容への支援」を受けている。これらの結果から、候補者を支える教育体制や教育的支援について、教育する側への教育が必要であること、候補者の支援に日本の文化や日本語習得を踏まえた内容が必要であるとしている。(3)今後の候補者への教育支援は、契約内容の充実、教育体制・教育的役割の強化を基盤とし、日本語能力向上への支援、精神的支援、教育・職場・生活環境順応への支援、OJT・看護実践への支援、Off-JT 国家試験対策のスパイラル学習支援が必要であることが示唆されたとしている。

3. 論文評価

本博士論文は、次の点で高く評価できる。

第一に、本論文は、実証的調査研究としての博士学位論文のレベルに達している。実証的な調査研究に不可欠な仮説の構築、リサーチクエスションの設定、研究における倫理的配慮、分析方法の選択に加え、調査結果に基づく分析は堅実であり、論理展開も明快である。本論文は、厳密な実証的研究の結果と考察であり、外国人看護師候補者に対する教育支援のあり方について、単なる経験や勘ではなく、エビデンスに基づきその道筋を示そうとする試みである。論文で報告された量的研究と質的研究の両方を用いた分析結果は、申請者が実証的な手法に精通した研究者として高い能力をもつことを十分に示すものである。

第二に、本論文は、実際に看護臨床において教育する側とされる側の双方から量的データと質的データをとることで、未だにその方法が確立されていない外国人看護師候補者に対する教育支援方法について、より具体的な提案をしている。一般的に実証研究の多くは、量的研究か質的研究のどちらかを選択して実施する傾向があ

るが、本研究は、両方を統合してより実践に役立つエビデンスを示したものであり、多くの受け入れ施設における外国人看護師候補者の受け入れ支援に貢献しうる優れた報告である。

第三に、本論文は、従来の日本人新人看護師教育のあり方をベースに、“外国人である”という違いを考慮した教育支援のあり方を模索しようとする試みであり、その点で汎用性の高いモデルを提唱している。臨床現場とそれ以外の場所での教育がスパイラルにされることが重要であることは、外国人であっても変わらないことをあらためて示したものと見える。一方で、“外国人”である看護師への配慮という、従来の新人看護師教育とは異なる手法を加える必要があるという新しいモデルを実証的に明らかにした試みは、斬新でオリジナリティの高い研究課題である。今後の発展が大変に有望な分野であるといえる。

このように本研究は、外国人看護師候補者への教育支援における問題状況に対して実務上の示唆を与えるとともに、そのあり方に関する示唆に富んだ研究成果であり、その意義は評価に値する。また博士論文としても十分評価しうるものである。他方で、主題に大きく影響しない論文の構成および周辺部分についての論述の不十分さが指摘できる。

まず先行研究については、本研究のオリジナリティがより明確になるように、他国の状況や研究動向、日本独自の問題などについて確認することが望まれる。研究方法については、調査対象者の選定方法にやや曖昧な部分が認められるなど、収集されたデータの確からしさを裏付ける記述が追加される必要がある。論文中にやや曖昧な表現やさらなる説明を要する部分が見受けられる。

しかし、これらのことが本論文の価値を大きく損なうわけではない。口答発表ならびに口答試問では、明晰に論旨を述べ、質問には的確に答えることができた。口答試問では、論文の記述や考察の不十分な点が幾つか指摘されたが、いずれも大幅な改訂を要求するものではなく、時間をかけて丹念に作成された論文であることが確認できた。

以上のことから、審査委員は全員一致で申請者掛谷和美氏が、博士（学術）の学位を授与するに十分値するものと認める。

令和4年2月8日

主査	岡村 裕	杏林大学大学院国際協力研究科教授
副査	北島 勉	杏林大学大学院国際協力研究科教授
副査	斉藤 崇	杏林大学大学院国際協力研究科教授
副査（外部審査）	今井 秀樹	石川県立看護大学大学院看護学研究科教授

氏名	劉 雨桐
学位の種類	博士（学術）
学位記番号	博甲国第 49 号
学位授与の日付	2022 年 3 月 31 日
学位授与の要件	学位規程第 5 条
学位論文の題目	日本語ネイティブ医療通訳者と中国語ネイティブ医療通訳者の 特性比較研究
審査委員 主査	杏林大学大学院国際協力研究科教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員 倉林 秀男
副査	杏林大学大学院国際協力研究科教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員 劉 迪
副査	杏林大学大学院国際協力研究科特任教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員 河路 由佳
副査（外部審査委員）	北京外国語大学日本学研究センター教授 郭 連友

博士学位論文要旨

日本語ネイティブ医療通訳者と中国語ネイティブ医療通訳者の特性比較研究

劉 雨桐

近年、在日・訪日外国人の医療サービスを改善する一環として医療通訳者の価値が認知され、外国人医療通訳者も多く出現している。本研究は、日本語ネイティブ医療通訳者と中国語ネイティブ医療通訳者が医療現場で直面する困難は異なるのではないかという問題意識から、両者がいかなる通訳上の異なる特性を有するかを解明することを目的とする。

考察に当たって、医療通訳技能検定試験で使われたスクリプトをベースに医療現場の会話内容を分析し、医療従事者が使う医療関連用語の頻度は患者よりはるかに

高いこと、患者の発言にはマイナスの感情を表す表現が多いことが確認された。上記の分析から得た最も可能性の高い4つの特性に関する仮説を立てた。

検証のデータ収集のため、医療通訳者96名（中国語ネイティブ48名、日本語ネイティブ48名）を対象にアンケート調査を行い、また在日研修中の中国人医療従事者9名（医療通訳サービスの利用側）を対象にインタビュー調査を行った。両方のデータを合わせて全面的に仮説の妥当性を検証した。

論文の構成と内容は以下のようにまとめる。

第1章～第3章では、研究背景、研究目的、仮説提示、意識調査の概要等を詳述した。

第4章では、特性①（通訳の各プロセスの難易度）を検証した。アンケート調査から、両言語ネイティブとも「母語」のプロセスは「非母語」のプロセスより優位性があることが確認されたが、「医療関連用語の頻度」は医療通訳の難易度を左右する要素かを検証することができなかった。また、「通訳者の熟練度」、「通訳の方向性」、「患者の背景の多様性」も通訳の難易度に関わる可能性を提示した。

第5章では、特性②（コミュニケーションの効果）を検証した。医療現場においてよく遭遇するミスコミュニケーション問題を分析し、アンケート調査から、中国語ネイティブ通訳者は医療従事者とミスコミュニケーションの問題が起りやすいことを論証した。

第6章では、特性③（ラポール構築）を検証した。インタビュー調査から外国人患者は自分と同言語を使う通訳者を信頼する傾向があることが確認された。心理学・哲学の観点から、中国語ネイティブ通訳者はラポール構築の面で優位性を持ち、患者の苦悩を取り除いてあげたい意欲を強く持つことを明らかにした。

第7章では、特性④（中立な立場から逸脱する行為）を検証した。アンケート調査から、中国語ネイティブ通訳者は全ての項目で逸脱する傾向が強いことが確認された。中立な立場に立っているという自己認識を持つ中国語ネイティブ通訳者は日本語ネイティブ通訳者より多く、文化背景の差異、特に「正義」と「面子」についての認識の違いからその理由を考察した。

終わりにでは、結論を述べ、ネイティブの違いからくる医療通訳者の特性の違いが医療現場でのミスコミュニケーションに繋がる可能性を明確にした。また、「医療通訳テキスト」と「医療通訳研修」といった2つの面において医療通訳人材育成方法に対する提案をした。

博士学位論文審査報告書

日本語ネイティブ医療通訳者と中国語ネイティブ医療通訳者の特性比較研究

劉 雨桐

本論文は、医療通訳者が直面する困難は通訳者の母語によって異なることについて、医療通訳者へのアンケートを実施し、それらを分析しながら論じたものである。主には日本語を第一言語とする医療通訳者と中国語を第一言語とする医療通訳者への調査を行い、論点を整理した。最後に、医療通訳者養成の改善、すなわち「医療通訳テキスト」と「医療通訳研修」の改善について提案がなされた。

近年、我が国において在日外国人および訪日外国人に対する医療サービスを整備、拡大していく上で、医療通訳者は必要不可欠な存在である。しかしながら、医療通訳者養成で用いられるテキストや、医療通訳技能検定試験のリスニング問題に見られる患者と医療従事者とのやり取りは、かなりの場面において実際の医療現場でなされる会話と乖離がある。この点に劉氏は着目をし、医療従事者が現場で直面する困難について明らかにしようと試みている。こうした乖離は、テキストに収載されている表現の範囲を超えた専門用語などが頻出することがあげられるが、さらに重大なこととして、文化的背景を考慮していないという問題点がある。本論文では言語やコミュニケーションスタイルは文化的な影響を受けていることを前提とし、通訳者が直面する困難は①「通訳の難易度」②「対人コミュニケーションの効果」③「ラポール構築の難易度」④「立場の意識」にあるとし、これらが詳細に論じられている。

論文は序章と終章を含め9つの章で成り立っている。序章では研究の背景と研究目的が示される。第1章では、医療通訳者が生まれる背景について、さらには医療通訳と会議通訳の違いを明確化し、論点を整理した。また、日本での医療通訳者の現状について、我が国が置かれている状況について基本的な知識が示された。日本ではインバウンドの増加にともない、彼らが医療機関にかからなければならない状況も合わせて拡大していることがデータとともに示されている。そこで彼らへの医療ニーズが高まることで、医療従事者と患者の意思疎通を円滑に行うための医療通訳者は必須の存在だという、本論文の重要な前提が導入される。日本における医療通訳に関する問題点として、医療通訳者を専門職として雇用する医療機関が我が国では少なく、資格を持たないで医療通訳行為を行う通訳者の存在も指摘されている。

第2章では、日本の医療現場における外国人医療通訳者と日本人医療通訳者の違いがまとめられている。加えて「医療通訳技能検定試験・二次試験」のスク립トから医療関連用語の頻度数を医療従事者側が使う場合と、患者が使う場合に分けて分析を行い、その結果として医療従事者が使う医療関連用語の頻度が患者よりも多いことを指摘した。この医療関連用語を的確に患者に伝えるための医療通訳者の存

在がここで確認できる。

また、第3章では、日本の医療現場にて通訳に従事している医療通訳者に行ったアンケート結果が示されている。アンケートは「通訳の質」、「医療従事者との関わり」、「患者との関わり」、「医療通訳と関連する背景知識についての理解」、「医療通訳の立場と役割意識」の5つの点が明らかになるように行なったことがまとめられている。

第4章では、第3章のアンケート調査結果に基づき、医療通訳者の第一言語が日本語であるか、そうでないかによって通訳の難易度が異なるということが指摘されている。医療関連用語の使用頻度が高ければ高いほど、通訳の難易度が上がることが確認できる分析結果となった。さらに、話し手と通訳者が共有する知識、文化的背景、語用論的慣習が異なれば異なるほど、通訳の難易度が高まるということも確認することができた。

第5章は、医療通訳の現場では、医療従事者、患者、通訳者は異なる文化的背景を持ち、ものの見方、価値観、非言語メッセージについての共通理解の基盤を持たないことでミスコミュニケーションが生まれることを Brown and Levinson の Face Threatening Act を援用して論じている。中国語を第一言語とする医療通訳者は、医療従事者との間に身分認識や力関係の影響を受け、ミスコミュニケーションを生じさせる可能性がある。一方、日本語を第一言語とする医療通訳者は患者よりも医療従事者を不愉快にさせないように配慮するという特性があることを指摘した。

第6章において、医療通訳者が患者に信頼されるかどうかを医療通訳現場での円滑なコミュニケーション成立の鍵を握ることを示し、患者とのラポール構築のプロセスが通訳者の第一言語によって異なっていることを論じた。中国語を第一言語とする医療通訳者と日本語を第一言語とする医療通訳者が中国人患者に通訳を行う場合、前者のほうがラポール構築は容易であるとした。その理由は「同胞意識」のほか、患者の出身国の慣習化されている医療事情についての認識の有無の差が影響するからだとして分析している。慣習化されている医療事情は、医療通訳研修では盛り込まれていないため、今後はこのような側面を取り入れる必要があると筆者は提案する。

第7章では第一言語の違いによる中立の倫理規定から逸脱する行為について明らかにした。医療通訳者は患者のプライベートな情報を扱うため、倫理規定が厳しく定められている。しかしながら、中国語を第一言語とする通訳者は患者との個人的なやり取りを通訳の仕事が終わってから行う割合が日本語を第一言語とする通訳者と比較して多いことを示した。しかしながら中国語を第一言語とする通訳者の多くは自分自身を中立的であると認識しており、現状とは一致しない自己認識があると本論文では指摘している。この不一致の原因を筆者は中国人と日本人の「面子」に対する認識の相違があると考え、中国人通訳者の心的な特性を明らかにした。

終章では、異なる文化的背景と言語習慣を持つ医療通訳者の特性を分析したうえで、今後の医療通訳教育のあり方への提言をしている。日本では医療通訳は国家資

格でもなく、他国と比較し、養成課程が未整備であることから、その専門性が広く認識されていない。少しでも改善するために、現行の医療通訳教育現場で用いられているテキストの見直しを挙げている。医療通訳者にとって最も困難である通訳パフォーマンスの向上のためには、理論重視のテキストではなく、患者の多様性に配慮し、実践的なリスニングの訓練ができる教材が必要となる。さらに、筆者は、研修内容も見直し、各国の医療事情や慣習を学べるようなものにすべきだという提案をしている。

審査の総評

上述した内容に従って、口頭試問が行われた。医療通訳者の第一言語が母語か否かによって通訳の難易度を検証した統計結果について議論がなされた。意識調査の統計的検証については十分な検証結果がでなかったところについては、通訳プロセスにおける質問項目が十分に検討されていないことに起因するのではないかと思われる。多くの質問項目を精査して多変量解析などの方法へ深化することが期待される。論文では標本データ数の問題の可能性もあり、P値からは有意差は判定できない箇所があるため、さらなる検証が必要であるという指摘がなされた。統計学の基礎的知識の確認を含め、今後の課題とする必要がある。そして、論文で言及されている医療通訳者が通訳を難しいと感じる要因については、質的研究の観点からさらに議論を深め、問題点を浮き彫りにすべきである。アンケートの対象者を日本に住む医療通訳者としているが、今後は中国在住の医療通訳者などへの調査を拡大し研究の精度を高めてもらいたい。

しかしながら、上記に示した問題点は残るものの、医療通訳の問題に対してBrown & LevinsonのPolitenessの概念を援用したり、広義の外国語教育、特に中国語通訳者養成教育の問題についても考察をするなど非常に示唆に富む論文であることは認められる。アンケート調査に関わる問題点に関しては劉氏が今後、研究者として誠実に課題に向き合うことで解決できる能力があることも口頭試問を通じて確認することができた。

本論文の著者は、医療通訳者の母語によって医療現場での通訳の困難に違いがあるという問題意識があり、本論文はその困難を4つの特性として解明し克服の手掛かりを得ようとする試みである。通常の日本の医療現場では、日本人医療従事者と外国人患者の間のコミュニケーションを通訳者が代行するものと捉えられる。それは、医療従事者のニーズの観点からの認識である。筆者は患者のニーズの観点から母語話者による通訳の重要性に焦点を当てた課題設定にチャレンジしている。医療通訳者に日本語でのコミュニケーションの成立をベースに考えるだけでは克服できない多くの観点を解明しようという、日本における通訳研究として意欲的な課題設定と認められる。

本論文は、筆者が中国語ネイティブであり研究の対象言語を日本語と中国語に絞ったことから普遍的な結論を導くという研究ではないが、他の言語を主言語とする通訳研究にも援用できる可能性を含んでいる。

「母語の違いによる円滑なコミュニケーションの困難さの相異」については、社会言語学的な観点から分析をすることで、背景に医療通訳現場での力関係が背景として存在することを解明し、意識調査から母語の違いによる困難克服の相異の存在を明確にした。当然のように思われていたことが、このように論理的に解明されたことは重要なことである。

「母語の違いと患者とのラポール構築の容易さの相異」は、コミュニケーションの基礎に共通の文化背景（医療知識）からくる共感があるという認識を論じ、外国人患者の医療文化背景の理解は克服すべき課題であることを明確にした。

「母語の違いと通訳の中立性の相異」は、通訳者と患者の母語が同一である場合の共感はともすれば通訳者に中立的立場を逸脱させようことの注意を喚起する結論であり、一般論で語られる中立性の逸脱、患者の擁護者について踏み込んだ考察をしている。

上述したように、本論文は通訳者養成、特に医療通訳者の養成に対して新たな知見をもたらしたことは間違いのないことである。そして、日本が今抱える医療通訳の考え方の見過ごされてきた観点を問題意識として研究に持ち込み、挑戦的な研究方法でアプローチして、示唆に富む結論へと導いている。本論文で指摘されている点を通訳養成に組み込むことにより、今後、医療ツーリズムの拡充により、訪日・在日外国人に対しての医療を提供する際に、患者の心に寄り添うことができる通訳者を育成できる可能性がある。もちろん、めざましい近年の技術革新により、AIを利用した翻訳技術は格段に向上するだろう。だが、言葉や文化の異なる国で医療機関にかからねばならない患者の不安を取り除くことができるのは、臨機応変に患者の心を代弁し、理解することのできる通訳者である。

文化的背景が異なることで生じる通訳の困難さについて、医療通訳者に焦点を当てた本論文は、医療通訳の育成に関わる人々や機関にとって示唆的かつ、社会の発展に寄与できる可能性があると考え、博士（学術）の学位に十分値するものだと判断する。

令和4年2月7日

主査 倉林 秀男

杏林大学大学院国際協力研究科教授

副査 劉 迪

杏林大学大学院国際協力研究科教授

副査 河路 由佳

杏林大学大学院国際協力研究科特任教授

副査（外部審査）

郭 連友

北京外国語大学日本学研究センター教授

氏名	姚 強
学位の種類	博士（学術）
学位記番号	博甲国第 50 号
学位授与の日付	2022 年 9 月 14 日
学位授与の要件	学位規程第 5 条
学位論文の題目	現代中国の幹部に関する研究
審査委員 主査	杏林大学大学院国際協力研究科教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員 北島 勉
副査	杏林大学大学院国際協力研究科教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員 岡村 裕
副査	杏林大学大学院国際協力研究科教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員 倉林 秀男
副査（外部審査委員）	明治学院大学法学部教授 毛 桂榮

博士学位論文要旨

現代中国の幹部に関する研究

姚 強

この論文は現代中国の幹部とウェーバー官僚を比較する方法で、幹部組織の価値基準を論考するものである。官僚が「形式合理性」を追求する組織であるのに対して、幹部が「実質合理性」を追求する組織であると主張する。また、官僚組織の価値基準が規則遵守であり、幹部組織の価値基準が目標達成であることを明らかにした。

本論文の構成は以下の通りである。第 1 章から第 5 章まではまず幹部を主眼に置いて、現代中国幹部の形成、幹部組織の構造、幹部の制度、幹部の行為特徴を論考する。第 6 章では、第 1 章から第 5 章までの幹部に対する考察に基づいて、幹部と官僚とを比較して、幹部組織と官僚組織の相違点および幹部組織の価値基準を明らかにする。

第1章では幹部の歴史、関連する規定および組織を考察し、規則によって秩序づけられた官僚に対して、幹部は中国共産党の幹部方針・政策によって秩序づけられたことを明らかにした。

第2章では計画経済期と改革開放期の幹部採用を考察した。改革開放以降、幹部が官僚と同様に専門試験により採用されるようになった一方、専門試験以外の採用ルートも構築された。しかし、いずれの時期においても幹部の採用は中国共産党の審査が必要であるため、人格的に自由である官僚に対して、幹部が人格的に不自由な者ということが分かった。

第3章では幹部の昇進を考察し、規則に従う正規的昇進と規則外の非正規的昇進パターンを解明した。一般的に規則通りに昇進する官僚に対して、幹部は時に規則を遵守するが、時に規則を遵守しないことを明らかにした。

第4章では、革命期、中華人民共和国成立初期、改革開放期の幹部研修を考察し、幹部の思想教育を重視することと、幹部の国家統治能力の訓練の実態を解明した。規則に従って職務を遂行する官僚に対して、思想教育によって中国共産党の政治理念が浸透している幹部は、党の理念に従って職務を遂行する。研修内容に対する検討から幹部は官僚と同様に専門的訓練を職務遂行の前提とされていることを明らかにした。

第5章では、幹部の行為特徴を検討した。場合によって幹部は立法、司法、行政を超えて権力を行使することが可能であることを解明した。規則通りに行動する官僚に対して、幹部は中国共産党の政治目標を達成することを優先にし、規則を超えて行動することが可能であるという特徴を明らかにした。

第6章は前5章の考察に基づいて、幹部組織とウェーバー官僚組織との相違点を分析した。さらにウェーバーの価値合理性理論を踏まえ、幹部が目標達成を価値基準とする組織であることを明らかにした。

現代中国の幹部は中国権威主義体制の強靱性維持の一端を担っている。幹部組織が中国共産党の政治目標を達成する過程で経済成長を実現させ、多くの人々が政権の政策と安定性から利益を享受し続けてきた。目標達成を価値基準とする幹部組織が中国権威主義体制の安定を保つために重要な役割を果たしていると考えられる。

博士学位論文審査報告書

現代中国の幹部に関する研究

姚 強

この論文は現代中国の幹部とウェーバー官僚を比較する方法で、幹部組織の価値基準を論考し、官僚が「形式合理性」を追求する組織であるのに対して、幹部が「実

質合理性」を追求する組織であると主張している。また、官僚組織の価値基準が規則遵守であり、幹部組織の価値基準が目標達成であることを明らかにした。

本論文の構成は以下の通りである。第1章から第5章まではまず幹部を主眼に置いて、現代中国幹部の形成、幹部組織の構造、幹部の制度、幹部の行為特徴を論考した。第6章では、第1章から第5章までの幹部に対する考察に基づいて、幹部と官僚とを比較して、幹部組織と官僚組織の相違点および幹部組織の価値基準に関して考察を行った。

第1章では幹部の歴史、関連する規定および組織を考察し、規則によって秩序づけられた官僚に対して、幹部は中国共産党の幹部方針・政策によって秩序づけられたことを明らかにした。

第2章では計画経済期と改革開放期の幹部採用を考察した。改革開放以降、幹部が官僚と同様に専門試験により採用されるようになったが、専門試験以外の採用ルートも構築された。いずれの時期においても幹部の採用は中国共産党の審査が必要であるため、人格的に自由である官僚に対して、幹部は人格的に不自由であると結論付けた。

第3章では幹部の昇進を考察し、規則に従う正規的昇進と規則外の非正規的昇進パターンについて述べた。一般的に、官僚は規則通りに昇進するのにに対して、幹部は規則を遵守するが、時に規則を遵守しないことがあることを示した。

第4章では、革命期、中華人民共和国成立初期、改革開放期の幹部研修について考察し、幹部の思想教育を重視することと、幹部の国家統治能力の訓練の実態を解明した。規則に従って職務を遂行する官僚に対して、思想教育によって中国共産党の政治理念が浸透している幹部は、党の理念に従って職務を遂行する。研修内容に対する検討から幹部は官僚と同様に専門的訓練を職務遂行の前提としていることを明らかにした。

第5章では、幹部の行為特徴を検討した。場合によって幹部は立法、司法、行政を超えて権力を行使することが可能であることをいくつかの事例をもとに示した。規則通りに行動する官僚に対して、幹部は中国共産党の政治目標を達成することを優先にし、規則を超えて行動することが可能であるという特徴を明らかにした。

第6章は前5章の考察に基づいて、幹部組織とウェーバー官僚組織との相違点を分析した。さらにウェーバーの価値合理性理論を踏まえ、幹部が目標達成を価値基準とする組織であることを明らかにした。

現代中国の幹部は中国権威主義体制の強韌性維持の一端を担っている。幹部組織が中国共産党の政治目標を達成する過程で経済成長を実現させ、多くの人々が政権の政策と安定性から利益を享受し続けてきた。目標達成を価値基準とする幹部組織が中国権威主義体制の安定を保つために重要な役割を果たしていると考えられる。

【論文審査の総評】

これまでの研究では、中国共産党の幹部組織を官僚組織と同一視することが多かったが、本博士論文では、幹部組織とウェーバー官僚組織との類似点と相違点を分析するというアプローチをとった。その結果、ウェーバーの価値合理性理論を踏まえ、幹部組織は目標達成を価値基準とする組織であることを明らかにした。目標達成のためには法的な制約を超えてでも行動してしまう特徴があり、目標に向かって素早く動くことができる反面、腐敗や人権を尊重しない行動を伴うこともあり得る。中国における政策決定の過程や政策の執行をよりよく理解する上で重要な知見を提供した論文であると考えられる。

本論文では、上述した分析を行うにあたり、日本語と中国語だけではなく、英文の文献も含め幅広く参照し、幹部組織と官僚組織に関するこれまでの研究から得られた知見と、十分に解明されていない点についても適切な論考が行われており、博士論文として十分評価しうるものであると考えられる。

口答発表では、明晰に論旨を述べ質問に対して的確に答えることができた。口答試問では、中国軍の幹部組織については分析の対象外としたこと、経済成長が鈍化し少子高齢化が急速に進む中国における幹部組織の今後についての考察が十分ではないこと、などの研究の限界が指摘されが、これらの点については、今後、姚君が研究を進めて行く上で明らかにする、又は考察を深めて行くことを期待したい。また、論文中で使われている用語の定義が不十分であることも指摘されたが、それらの点については適切に加筆修正がなされたことを確認した。

以上のことから、審査委員は全員一致で申請者姚強氏が、博士（学術）の学位を授与するに十分値するものと認める。

令和4年8月15日

主査	北島 勉	杏林大学大学院国際協力研究科教授
副査	岡村 裕	杏林大学大学院国際協力研究科教授
副査	倉林 秀男	杏林大学大学院国際協力研究科教授
副査（外部審査）		
	毛 桂榮	明治学院大学法学部教授

氏名	和 紫章
学位の種類	博士（学術）
学位記番号	博甲国第 51 号
学位授与の日付	2022 年 9 月 14 日
学位授与の要件	学位規程第 5 条
学位論文の題目	日中両国における共通の戦略的ナラティブの実践と日本政府の対中パワー行使について ～ 1972 年－ 2020 年の日中関係を事例に～
審査委員 主査	杏林大学大学院国際協力研究科教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員 岡村 裕
副査	杏林大学大学院国際協力研究科教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員 北島 勉
副査	杏林大学大学院国際協力研究科教授 杏林大学大学院国際協力研究科委員 宮首 弘子
副査（外部審査委員）	東北文化学園大学経営法学部教授 王 元

博士學位論文要旨

日中両国における共通の戦略的ナラティブの実践と日本政府の
対中パワー行使について ～ 1972 年－ 2020 年の日中関係を事例に～

和 紫章

<本研究の概要>

本研究は 1972 年 9 月に日中両国によってそれぞれ安全保障、領土、歴史、経済分野において確立した両国の関係を支える基盤とも言える共通の戦略的ナラティブをもとに、その後 2020 年までに両国が如何にこれらの四つの分野の戦略的ナラティブを実践してきたのかを考察した。また、両国が共通の戦略的ナラティブを実践する

様相を分析するとともに、「パワー」という概念を用いて主に日本政府の対中パワー行使の傾向をも明らかにした。結果的に、日本政府の対中パワー行使の傾向として、「ソフトパワー」から「ハードパワー」へと変化したことが分かった。

＜本研究のアプローチ＞

本研究では主に二つの分析アプローチを用いた。一つ目は歴史的アプローチである。このアプローチでは一次、二次資料をもとに、主に日本政府による対中パワー行使の背景とパワー被行使側としての中国政府の反応（場合によっては逆もある）を分析することで、日本政府の対中パワー行使の過程と特徴を明らかにする狙いがある。また、より幅広く有用な情報を収集するため、日本語、中国語、英語といった多言語にわたる一次、二次資料を用いた。

二つ目は内容分析アプローチである。このアプローチでは、日本政府の対中パワー行使の傾向をより可視化する一つの方法として、主に公開されている日本の国会答弁を活用し、特定時期における日本政府閣僚の言説からハードパワー行使と関連する対中言説及びソフトパワー行使と関連する対中言説を集計する。そして、言説範囲において、日本政府の対中パワー行使の傾向を明らかにした。

博士学位論文審査報告書

日中両国における共通の戦略的ナラティブの実践と日本政府の対中パワー行使について
～ 1972年－2020年の日中関係を事例に～

和 紫章

本審査対象論文は、1972年から2020年までの日本政府の対中パワー行使の傾向を、「安全保障」、「領土」、「歴史」、「経済分野」において確立された両国の関係を支える基盤とも言える共通の「戦略的ナラティブ」との関係から考察したものである。本論文では、日中両国が共通の戦略的ナラティブを実践できる場合、日本政府の対中パワー行使は「ソフト化」する傾向があり、反対に戦略的ナラティブの実践から乖離する場合には、日本政府の対中パワー行使は「ハード化」する特徴がある、という仮説を設定し、1972年から2020年までの日中関係を事例に、共通の戦略的ナラティブの実践過程の考察を踏まえ、日本政府の対中パワー行使の特徴を以下の通り述べている。

まず、本論文で活用される様々な概念および分析枠組みについて序章および第1章で説明した後、第2章以降では、年代別に、日中両国が「安全保障」、「歴史」、「領土」、「経済分野」での共通の戦略的ナラティブをいかに実践していたのかを考察し、同時期の日本政府の対中パワー行使の特徴を明らかにしている。

1970年代と1980年代を対象とした第2章では、共通の戦略的ナラティブを実践する事例を分析するとともに、一次資料としての国会答弁の内容を量的に分析することで、同時期の日本政府の対中パワー行使の傾向と特徴を考察することに焦点が当てられている。加えて、この章では第1章の内容を踏まえ、ハード・パワーとソフト・パワーが結合して形成するスマート・パワーの概念について論じるとともに、スマート・パワーが効果を発揮するのに必要な条件及びその効果を考察するための事例分析が行われている。第3章は1990年代を対象とし、冷戦後の国際社会全体が大きな変動に追われる時期であることや、日中関係が1970年代と1980年代よりも複雑であることから、関連の領域での日中間の外交事例を分析することを通して、共通の戦略的ナラティブの実践状況及び日本政府のパワー行使を考察している。第4章は2000年代を対象に、前半では主に歴史分野での両国の対立が目立ったことと、後半では関係修復の兆しが表れ、緊張と緩和がともに存在する日中関係を形成するようになったことに焦点が当てられている。第5章では、2010年代を対象として、当年代が中国のGDPが日本を超えるなど、日中間のパワーバランスが逆転する時期であったことを挙げ、同時期から日中間では戦略的ナラティブからの乖離が徐々に顕著になり、同時に関連分野における競争や対立も以前と比べ激しくなったことが報告されている。このことは日本政府の対中パワー行使にも一定の影響を与えたが、これらのことを踏まえ、日中両国による戦略的ナラティブに反する競争や対立の様相はいかなるものであったのか、また両国によって構築した戦略的ナラティブの実践に回帰するようなメカニズムの効果がどのようなものであったかについて、具体的な考察を行うとともに、これらの過程での日本政府の対中パワー行使の特徴をも明らかにしている。

終章では、第1章から第5章までのまとめとして、1970年代から2010年代における両国の共通の戦略的ナラティブの実践状況と、それに伴う日本政府の対中パワー行使の特徴が整理されている。結果として、日中両国が共通の戦略的ナラティブを実践できた時には日本政府の対中パワー行使はソフト化する傾向を呈し、一方で共通の戦略的ナラティブの実践から乖離した時には日本政府の対中パワー行使はハード化する傾向を呈していたことから、本研究の仮説が支持されたと結論づけている。また、本研究の限界および今後の課題とともに、パワー行使の観点から、今後ますます複雑化する日中関係の改善に必要な事項について、日本政府の視点での私見が述べられている。

【論文審査の総評】

本博士論文は、次の点で高く評価できる。

第一に、本論文は、一次資料あるいは文献を活用した実証的研究としての博士學位論文のレベルに達している。実証的な文献研究に不可欠な仮説の構築、リサーチクエスションの設定、分析方法の選択に加え、一次資料あるいは文献の分析は堅実であり、論理展開も明快である。本論文は、厳密な実証的文献研究の結果と考察で

あり、推測や勘ではなく、エビデンスに基づき、日本政府の対中パワー行使の傾向に関するモデルを示そうとする試みである。その分析手法は、歴史的アプローチと内容分析アプローチの二つで、前者では国会答弁といった一次資料及び関連論文と著書などの二次資料に基づく分析を行い、後者では、日本政府の対中パワー行使の傾向をより可視化する一つの手法として、公開済みの日本の国会答弁を活用し、日本政府閣僚の言説からハード・パワー行使と関連する対中言説及びソフト・パワー行使に関連する対中言説を集計した結果を分析している。論文で報告された分析手法及び結果は、申請者が実証的な分析手法に精通した研究者として高い能力をもつことを十分に示すものである。

第二に、本論文は、1972年から2020年までの日本政府の対中パワー行使の傾向を明らかにしたものであるが、まず長期間の対中パワー行使の特徴及びハード・パワーとソフト・パワー両方に関する行使分析は少ない。また、パワーは様々な行動から生じるものであり、国家行動の背後には目標や戦略があるが、その目標を1972年に日本政府が中国政府との間に形成し、その後日中関係の基盤ともなった四つの共通した「戦略的ナラティブ」とみなし、これらのナラティブを日本政府が中国政府とともに如何に実践したのか、パワー行使との関わりから考察した論文はこれまでにない。このような新しいモデルを実証的に明らかにした試みは、斬新でオリジナリティが高く、今後の発展が大変に有望な業績であるといえる。

第三に、本論文は、今後の日本政府の中国に対するパワー行使および関係改善のためのアプローチに関する示唆を与えるとともに、そのあり方に関する示唆に富んだ研究成果であり、その意義は評価に値する。また博士論文としても十分評価しうるものである。他方で、主題に大きく影響しない論文の構成および周辺部分についての論述の不十分さが指摘できる。例えば、日本政府の認識を分析する比重が高くなり、中国政府の対日認識を十分に追いきれなかったこと、台湾問題への考察の欠如、米国の影響に対する考察の不足などが挙げられる。しかしその背景には、新型コロナウイルス感染症の蔓延や中国政府の一次資料の入手困難性などがあり、これらは個人研究者としての研究の限界でもありやむを得ない事情である。口答発表ならびに口答試問では、明晰に論旨を述べ、指摘された研究の問題点および関連の質問に対して的確に答えることができた。口答試問では、前述した論文の記述や考察の不十分な点が幾つか指摘されたが、いずれも大幅な改訂を要求するものではなく、時間をかけて丹念に作成された論文であることが確認できた。

以上のことから、審査委員は全員一致で申請者と紫章氏が、博士（学術）の学位を授与するに十分値するものと認める。

令和4年8月9日

主査 岡村 裕

副査 北島 勉

副査 宮首 弘子

副査 (外部審査)

王 元

杏林大学大学院国際協力研究科教授

杏林大学大学院国際協力研究科教授

杏林大学大学院国際協力研究科教授

東北文化学園大学経営法学部教授

杏林大学大学院国際協力研究科論文集 第20号

発行年月日 2023年3月31日

編集発行者 杏林大学大学院国際協力研究科長 坂本 ロビン

東京都三鷹市下連雀5-4-1

電話 0422(47)8000

印刷 株式会社八王子印刷

〒192-0045 東京都八王子市大和田町6-6-9

Tel 042-644-1058

Fax 042-646-1007

